農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2009 5 MAY

EUの農政改革

●CAP改革の施策と要因の変遷

●EUのCAP改革に伴う食料貿易とバイオ燃料の動き

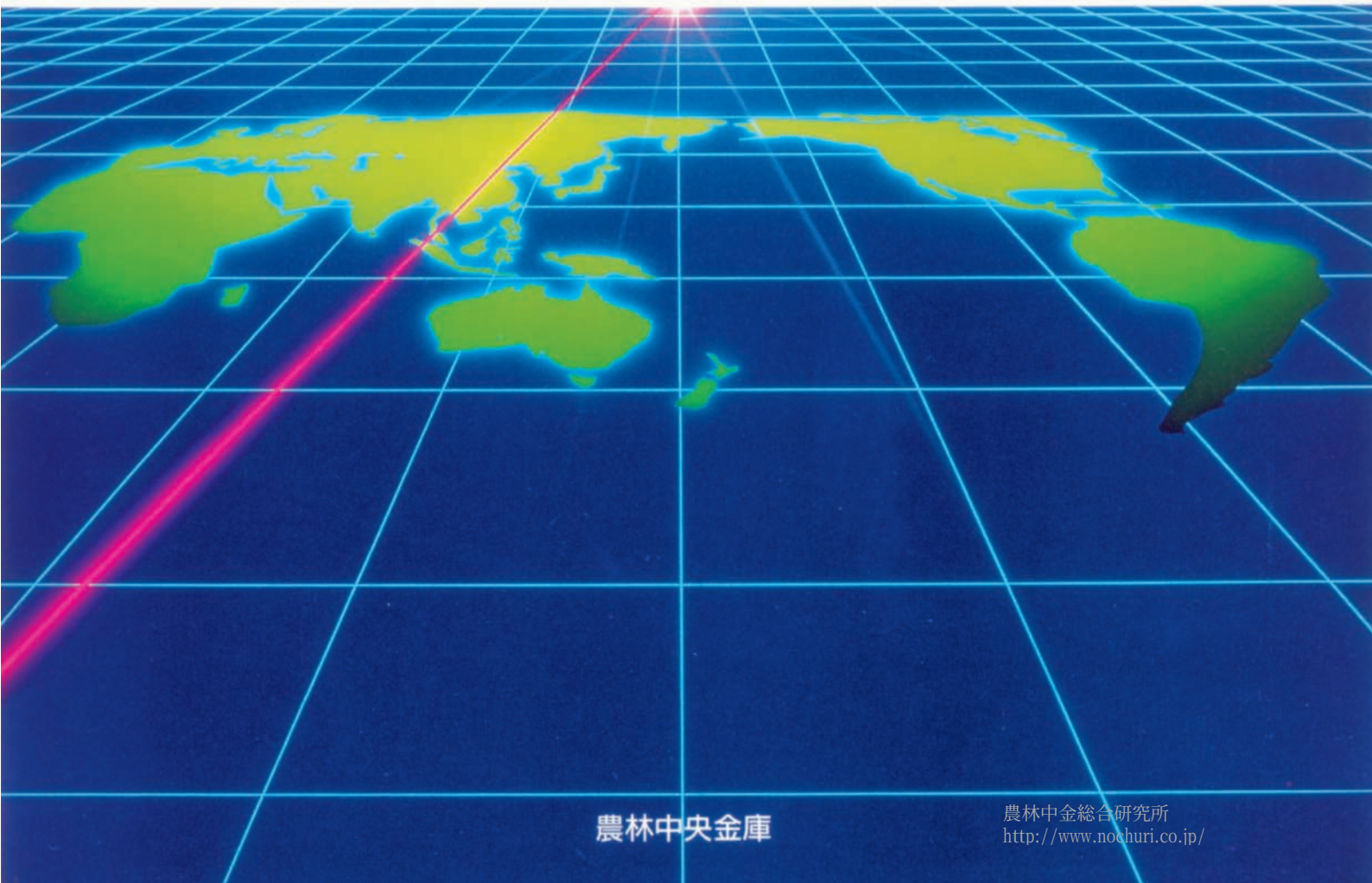

農林中央金庫

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

「神の手」の破壊するもの

４月初旬，中国共産党中央農村工作領導小組弁公室主任である陳錫文氏のわが国農村視察に同行し，四国，愛媛を訪問した。実質的に中国農業・農村政策立案の最高責任者である彼は，「知的エリート」といったタイプとも，「こわもての政治家」といったタイプともほど遠い。むしろ，「農民」ともいえる風貌と手を持つ彼が，ときおり静かに語る言葉が何故か強く心に響く。それが何故なのかを同行期間中ずっと考えていたが，帰京する間近になってやっとその理由に気づいた。それは，中国農村政策立案の最高責任者という高い立場にありながら(いやむしろあるからこそと言うべきか)，彼の農業・農村を見る視点が，決して上から全体を見下ろすものではなく，常に農民の視線に立ち，それを堅持しているということである。若き日の「下放」経験により，黒龍江省の貧しい農村での生活を余儀なくされたことも，その視線に影響を与えているのかもしれない。

上からの視点で政策を発想した場合，「市場メカニズムの活用」ほどに魅力的で都合のよいものはない。何も深刻に思い悩む必要はない。見えざる「神の手」が自動的に世界をかき回し，それが静まった後には極めて効率的な世界が実現されているのである。高い視点から見下ろしていれば，神の手がかき回す地上で何が行われているか，それが何を破壊しているのかは良く見えない。しかし，いざ地上の視点に立ち，神の手が現実の農村・農民に何をもたらすかを真剣に考えた時，そうした安易な政策をとることには慎重にならざるを得ない。

陳錫文氏は，市場メカニズムの活用による農村の「構造改革」が農民に何をもたらすか，農村を追われた労働力が都市に流入した時に都市で何が生ずるかをしばしば熱く語った。盛んにもてはやされる沿海州の発展など，広大な中国の農村から流出する労働力を吸収するには，遥かほど遠い。仮にいったん農村を追われた労働力が，都市部の不況により都市からも排出され(まさに今日の状況のように)，彼等が帰るべき農村を持たなかった時に，いったい中国で何が起こるのか。陳錫文氏が20年以上にわたり，日本の農業協同組合に注目し，(構造改革の妨げになるとの一部わが国経済学者の忠告にもかかわらず)中国においても農民が自らを護るための組織が必要と主張し続けている背景には，そうした悲惨な状況をどうしても避けなければならないという強い意志があるように思われる。

新自由主義学派の泰斗であるハイエクですら，市場経済のメカニズムを「絶対的価値」として教条的に信奉していたのではない。彼は，特定の人間による人為的な介入，計画経済が市場経済に勝るものではないこと，つまり人為的介入，計画経済との「相対的」評価として市場の優位性を主張したにすぎない。中国の農業，農村改革には，そうした教条的な市場化でも，計画経済でもない，新たな道が必要なのであろう。

農民を護るしっかりとしたセーフティネットと合理化へのインセンティブは，ともに不可欠なものである。たとえ長い時間がかかろうとも，そうしたセーフティネットと合理化へのインセンティブが相互に影響し，時に対立し，まさに「弁証法」的に解決されていく以外の道は無いように思われる。

（(株)農林中金総合研究所　取締役基礎研究部長　原　弘平・はらこうへい）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第62巻　第5号〈通巻759号〉　目　次

今月のテーマ

EUの農政改革

今月の窓

「神の手」の破壊するもの

（株）農林中金総合研究所 取締役基礎研究部長　原　弘平

1992年改革からヘルスチェックまで

CAP改革の施策と要因の変遷

平澤明彦 —— 2

穀物過剰生産の克服

EUのCAP改革に伴う食料貿易とバイオ燃料の動き

阮　蔚（Ruan Wei） —— 20

談話室

この機に乗じて・・・・

日吉町森林組合 理事兼参事　湯浅　勲 —— 34

情勢

森林組合の事業・経営動向

——第21回森林組合アンケート調査結果から——

（財）農村金融研究会 調査研究部長　室　孝明 —— 36

漁協経営と水産資源の現状と管理

——第27回漁協系統事業アンケート調査結果から——

（財）農村金融研究会 副主任研究員　尾中謙治 —— 43

統計資料 —— 50

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

CAP改革の施策と要因の変遷

――1992年改革からヘルスチェックまで――

主任研究員　平澤明彦

〔要　　旨〕

1　EUの共通農業政策(CAP)は1992年以来，相次ぐ改革の途上にある。改革の課題は時期を追って過剰生産から通商交渉や，EU拡大，また環境保護など市民社会の関心事項へと移ってきた。

2　92年改革は市場支持から直接支払いへの転換(単収のデカップリング)を開始した。農家の所得を補償しながら農産物価格を引き下げて需要を喚起し，輸出補助金を削減してGATT交渉の妥結を実現し，義務的休耕によって生産過剰を抑えた。

3　99年のアジェンダ2000改革は同様の方法をさらに広く適用し，国際競争力を強化して中東欧加盟およびWTO交渉への対応を図った。また，直接支払いの制度にクロスコンプライアンス(環境規制)と自発的モジュレーション(農村振興政策への財源移転)を導入した。さらにCAPの第２の柱として農村振興政策を確立し，中東欧の加盟予定国にSAPARDを適用した。

4　03年改革(中間見直し)は直接支払いに単一支払い(生産のデカップリング)を導入して緑の政策への転換を開始し，中東欧諸国への直接支払い(単一面積支払い)を開始した。また，クロスコンプライアンスの範囲を拡大し，モジュレーションを義務化した。続いて04年以降に地中海産品や砂糖の改革が，05年には農村振興政策のプログラム形成・管理にかかる改革がなされた。

5　08年のヘルスチェックは単一支払いの適用を全般化し，義務的モジュレーションの拡大と累進化(高額受給者の減額)を行った。また，農産物の国際価格高騰を背景に，義務的休耕や牛乳割当の廃止をはじめ，市場政策を縮小した。基本的な性格はこれまでの改革の徹底であるが，累進的モジュレーションは92年改革以来の提案が実現したものである。さらに農村振興政策の枠内で，気候変動などの課題に応えるため新しい挑戦分野を設定した。

6　これまでの改革は一定の方向を持って漸進的に進められており，次期改革も少なからず同じ傾向を持つと思われる。すなわち市場支持から直接支払いへ，市場支持の手法はより市場指向的なものへ，直接支払いは単一支払いへ，農村振興政策への財源移転，農村振興政策の多様化と統合，である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　CAPの概要と課題
⑴　CAPの構成
⑵　CAPの成立と目的
⑶　改革の推進力
2　92年改革
⑴　改革の背景
⑵　改革の内容
3　99年改革(アジェンダ2000)
⑴　改革の背景
⑵　改革の内容
4　03年改革
⑴　改革の背景
⑵　改革の内容
⑶　農村振興政策の改革(05年)
5　ヘルスチェック
⑴　改革の背景
⑵　改革の内容
⑶　ヘルスチェックの位置づけ
まとめ
⑴　改革の要因と考え方
⑵　CAP改革の特徴

はじめに

EUの共通農業政策（CAP）は，日本にとって先進国の農業政策として貴重な事例である。EUの農業構造は米国などの新大陸国よりも日本に比較的近いことから，CAPは日本の農業政策形成においてもしばしば参照されており，その動向と文脈を把握することは重要である。（注1）

CAPは1992年以来，相次ぐ改革の途上にある。最近では2003年改革への対応を終え，08年に決定された改革「ヘルスチェック」に基づく施策が本09年から順次実施されている。さらに次には，2014年以降の政策を定めるおそらくは大きな改革へ向けた議論が控えている。

一連の改革についてはその都度，わが国においても紹介がなされてきた。（注2）しかしこれまでの改革の流れについて，改革当初から最近までの期間を対象に要点を整理した例はあまりないようである。

本稿は，92年改革からヘルスチェックまでの改革についてその背景と主な施策（とくに市場・所得支持政策）の変遷を辿り，現在の改革の方向を位置づける。

また，CAP改革のおもな要因のうち，今後の改革にとって重要と思われるEU拡大については，中東欧諸国・南欧諸国・それ以外の加盟国の特徴についてデータを示して説明する。

なお，本稿を踏まえて，今後のCAP改革の展望について別途執筆の予定である。

（注1）本稿では，EU設立前のEECやECも含めて「EU」と呼ぶ。
（注2）例えば，是永らによる一連の報告がある（http://www.maff.go.jp/kaigai/index.htm）。

1　CAPの概要と課題

⑴　CAPの構成

現在のCAPは２つの「柱」に分けられている。第１の柱は市場・所得支持政策で

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1図　EUの加盟国と加盟年次

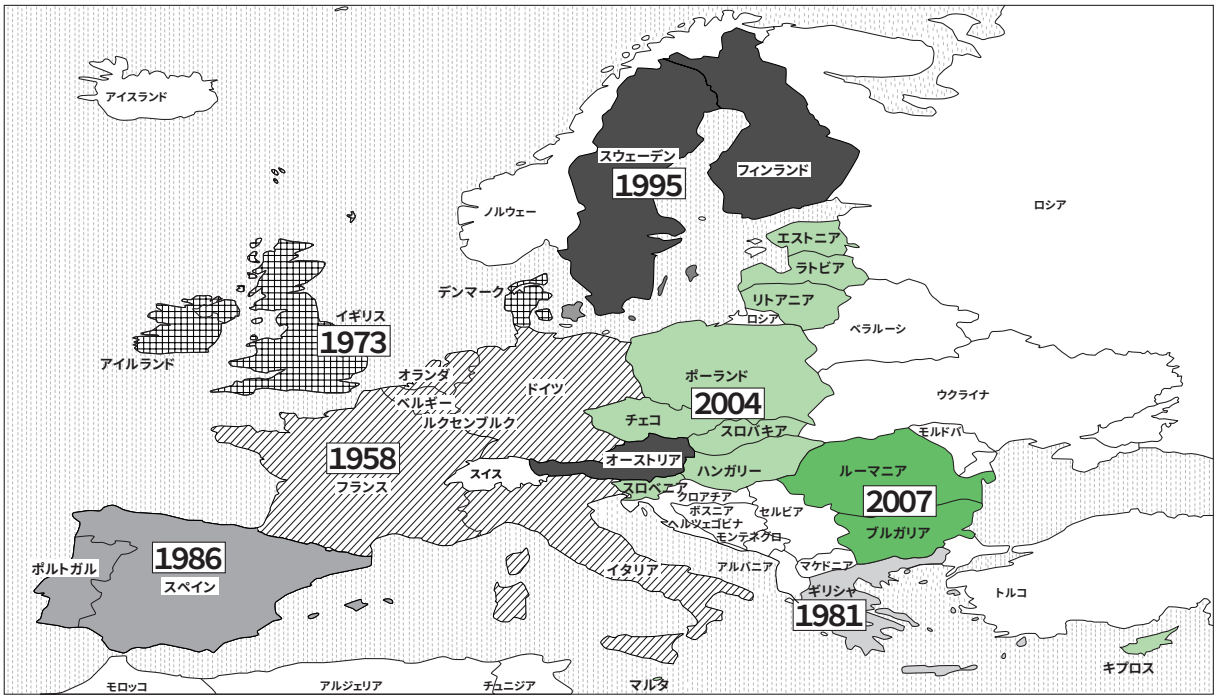

（注）　網掛けのある国が加盟国。図中の数字と地図の色分けは加盟年次を表わす。

あり，市場支持（価格支持，輸入関税，輸出払戻金（注３））と直接支払いからなる。財源はEUのCAP財政による。第２の柱は農村振興政策であり，構造改善，条件不利地対策，農林業環境政策，動物福祉，地域振興などからなる。各国・地方のニーズを満たすため各国がプログラムを作成し，予算も一部負担（共同拠出）する。これらのうち，市場支持はCAP当初からの政策であり，直接支払いは92年改革から本格化し，農村振興政策は新旧の諸政策が99年改革の際に統合されて成立した。

（注３） 輸出補助金の一種であり，金額は内外価格差に対応している。

⑵　CAPの成立と目的

CAPの法的根拠は1957年のEEC設立条約（ローマ条約）にある。これを受けた58年のストレーザ会議において，CAPの基本原則（農産物の単一価格，域内産品の優先，共通財政）が決定された。60年には欧州委員会により，市場支持政策の各種施策を備えた品目別市場組織が提案された（是永[1994]）。さらに62年以降，主要農産物に関する品目別の共通市場規則が順次制定され，62/63年から輸出払戻金，67/68年から穀物や豚肉の共通価格が実施に移された。この段階までにローマ条約から10年が経過していた。それ以前に存在した各国の農業政策を統合していくには，多くの交渉と時間を要したのである。

CAPの目的とその考慮事項はローマ条約の39条（注４）によって定められた。すなわちその目的（同条の１）は（ａ）農業生産性の向上（特に労働生産性），（ｂ）農村の公正な生活水準確保（特に農業従事者の所得増大），（ｃ）市場の安定，（ｄ）供給の保証，（ｅ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

妥当な消費者価格，であり，考慮事項（同条の２）は（ａ）農業の社会的構造（「家族農場」[注5]を意味する）および地域格差，（ｂ）漸進的で適切な調整，（ｃ）加盟国の農業と経済全体との密接なつながり，である。

これらの目的は，当時における食料自給への指向および農業と他部門の所得格差是正への指向を反映している。その背景には，第二次世界大戦時から終戦直後の食料不足や，外貨不足，戦後の冷戦などがあった（フェネル[1999，pp.13-17，pp.33-34]）。

こうして成立したCAPを，より市場指向的かつ農業の多面的機能を配慮したものにすることがその後の改革の課題となった。

（注４）現行のＥＣ設立条約第33条。
（注５）フェネル（1999，p.30）。

⑶　改革の推進力

CAP改革を促してきた主な要因は①生産過剰，②対外通商交渉，③加盟国の拡大，そして④環境問題など市民社会からの農業に対する関心の高まりである。各要因の重要性は次のように変化してきた。

生産過剰は92年改革の最大の要因となった。CAPによる高水準の価格支持は，戦後における農業生産技術の革新と相まって大規模な生産過剰を引き起こした。その処理にかかるCAPの財政負担が高まる一方，補助金つき輸出の増大は国際市場において，主要な農産物輸出国である米国との貿易摩擦を起こし，GATTウルグアイ・ラウンドにおける農業交渉の焦点となった。

また通商交渉は，輸出補助金以外にも，GATT／WTOにおける国内農業支持削減の交渉を通じて，市場・所得支持政策の変容を促進した。03年の改革以降は，あらかじめ農業政策の変更によって交渉における立場を優位にする傾向が強くなっている。

さらに加盟国の拡大によって域内の農業が多様化するとともに地域間格差も拡大し，必要とされる政策や，加盟国間の財政負担が変化していった。99年以降の改革は04年と07年における中東欧諸国[注6]の加盟に大きな影響を受けている。

そして環境問題や食品の質，動物福祉など農業の生産性以外の側面に対する市民社会からの関心の高まりは，生活水準の向上と，CAPの下での生産性追及による歪み等からきたものである。経済や労働人口に占める農業の割合が低下するにつれて，こうした要素への配慮が重要性を増してきた。

（注６）地中海の島嶼国２カ国を含む。

２　92年改革

92年の改革（当時の農業担当欧州委員の名前からマクシャリー改革とも呼ばれる）は，市場支持から直接支払いへの方向転換を行い，今日に至る農政改革の基本路線を敷いた画期的な改革であった。

⑴　改革の背景

この改革の背景となった最大の要因は生産過剰であった。CAPによる支持価格と無制限の介入買入の下では農業者の増産意欲が刺激されて，穀物の単収や乳牛一頭当たり搾乳量などの物的生産性は急速に上昇

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

し，EUは農産物の輸入地域から輸出地域へと転じた。CAPの目的はある程度果たされたのである。

しかし余剰生産を吸収するために介入在庫と輸出補助金が拡大し，財政の逼迫をきたした。当時のEU財政に占めるCAPの割合は80年で７割，90年においてもなお６割と大きく，財政問題の解決にはCAPの改革が必要であった。

生産を抑制するため，77年に共同責任課徴金，82年から保証限度の設定による支持価格の抑制が導入された。さらに直接的な生産制限の手段として，84年に生乳の生産割当制度（牛乳割当），88年に休耕（セットアサイド）の奨励措置が導入された。しかしこれらの措置は，理事会の政治決定に阻まれたこともあり，生産過剰を解決するに足る水準には設定されなかった（フェネル［1999年，pp.220-224］）。

また，国際通商交渉では，米国との間で相互に輸出補助金を削減することが望まれた。しかし補助金つきの輸出は過剰農産物の処理に用いられており，可変輸入課徴金とともに割高な域内価格を維持する役割を果たしていた。このように農産物貿易政策と域内市場支持は一体化していたため，対外交渉における譲歩は国内支持の変更，特に域内価格の引下げを必要とした。

その他の要因としては，80年代における南欧３カ国の加盟によって地域間格差が拡大したことや，大規模経営への補助金集中，他産業との所得格差，生産の集約化による環境問題などがあった。

(2)　改革の内容

改革のおもな対象となった穀物についての基本的な考え方は，域内共通価格を国際市場価格にある程度近い水準へと引き下げ，農家の損失はCAP財政からの直接支払い（直接所得補償）により全面的に補てんする，ただし直接所得補償の受給者には義務的休耕を課すというものであった。これによって，過剰問題とGATT交渉の両方に対処できると期待された。穀物以外では，穀物の値下げにより飼料費用の低下が予想された牛肉についても，介入価格が引き下げられた。

生産過剰のおもな対策は義務的休耕であった。休耕に参加する農家のインセンティブは，休耕と直接所得補償の結びつきによって高められた。

この直接所得補償の支払い水準は，過去の生産実績により固定された。対象面積は89～91年の作付（補助金つき休耕を含む），面積単価は86/87～90/91年における単収に基づき固定されて[注7]，単収の上昇傾向から切り離された（単収のデカップリング）。以後，直接支払いへの移行が進むとともに，単収引上げのインセンティブは縮小した。

一方で従来の価格支持の制度は価格水準を引き下げた上で維持され，直接所得補償とともに安定的な農業収入を提供した。

価格水準の引下げにより内外価格差が縮小した結果，域内においては飼料需要が拡大し，生産の抑制と相まって需給バランスが改善した。また対外交渉においては輸出補助金の削減と，可変課徴金の関税化[注8]，関

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

税率の引下げが可能となった。これにより93年にウルグアイ・ラウンド農業交渉の妥結が実現した。EUは米国から妥協を引き出し，直接所得補償を当面削減の必要がない青の政策とすることに成功した。

CAPの財政支出は直接所得補償によって短期的には拡大した。消費者が高い価格によって負担していた農家の所得を，直接支払いで補償したためである。これは値下がりが消費者の利益になるとして正当化された。また，直接支払いの金額は生産量によって変化せず，輸出補助金は減少したため，その後の財政支出は改革以前の急拡大が抑制された。この改革は，CAPの農業保護が消費者負担から財政負担へと転換する大きな一歩となった。CAP財政は直接支払いが中心となっていった。

欧州委員会は改革の構想段階では強力な農村振興政策の必要性や，大規模経営への補助金削減を訴えた。(注9) こうしたアイディアは以降の改革に受け継がれていったが，92年改革において実現したのは早期退職年金の強化，農地の植林，環境保護と農村景観維持のための措置であった。

（注７） 理事会規則1765/92の２条および３条。

（注８） 内外価格差に応じて伸縮的であった課徴金を定率ないし定額の輸入関税に変更した。

（注９） 91年第100号文書（通称マクシャリー・プラン）は，直接所得補償は農場の規模，所得，地方の事情などに応じて調整され，特に農場の面積がある水準を上回る場合の補償額は損失額の100%ではなく，逓減的に設定されるべきであるとした（COM（91）100，pp.12-13）。この「モジュレーション」はマクシャリー・プランが予想した（同p.16）とおり強い反発を受け，結局実現しなかった。

３　99年改革（アジェンダ2000）

99年の改革は，92年改革をさらに進めつつ，中東欧諸国の加盟に向けた対応に着手した。改革の主眼は生産過剰からEU拡大，競争力強化へと変化した。また，CAPの第２の柱として農村振興政策が確立された。

(1)　改革の背景

a　アジェンダ2000

99年改革は「アジェンダ2000」に沿って行われた。アジェンダ2000（Commission［1997］）は，中東欧諸国の加盟およびEUの対応に関する欧州委員会の見解をまとめた文書であり，CAP改革の提案および00～06年のEU多年度財政枠組みを含んでいる。

この文書では，92年改革の成果として穀物や牛肉部門における需給バランスの改善と公的在庫の減少が挙げられた。その上でCAPの目標として第一に掲げられたのは，さらなる改革で競争力を高めることによって，新規加盟国の段階的統合を可能にするとともに，将来のWTO交渉へ向けてEUの立場を強めることであった。さらに食品の安全性と質，農村の生活水準と農業所得，環境問題，所得の多様化と雇用も挙げられた。生産過剰に代わってEU拡大への対応が，WTO対応と並んで改革のおもな目的となったのである。

b　穀物の需給バランス改善

一連の改革による穀物需給の変化をみる

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ため，原加盟国のうちデータを利用可能な独仏伊３カ国の合計値により1965～2007年の長期推移をみたのが第２図である。改革前の70年代半ばから90年代前半にかけては，純輸出が増大し，同時に飼料向け穀物に占める域内産の割合も拡大(注10)した。しかし，その一方で飼料向けの穀物需要は停滞していた。飼料需要が価格の高い域内穀物から，東南アジア産のタピオカなどへとシフトしたためである。それに対して改革開始後の90年代半ば以降は，純輸出が頭打ちとなり，その一方で飼料向けの利用が拡大した。改革の意図どおり，価格の引下げにより内需への転換に成功したと言えよう。

中東欧の加盟予定国（当時）についてみれば，これらの国における農業生産は，経済移行後の混乱により減退しており，少なくとも当面は大きな供給圧力とはならない状況にあった。例えば小麦の単収は３割程度低下し，その後は既往加盟国の半分強にとどまっている（第３図）。こうした作物の単収低下は，農業の経済状態悪化による肥料など各種投入の減少（投入に対する補助金の廃止も寄与）や，移行期の全般的な混乱，灌漑システムの機能不全などによるものであった（DG VI［1998e，p.42］）。また牛の飼養頭数は移行前のピークと比較してボトムまでに６割，同じく豚は４割減少した（第４図）。これは生活水準の低下による国内消費の減少，競争力の低さ（生産コスト，品質など），資本不足，EUの規制（衛生など），飼料供給難などによるものであった（DG VI［1998a, b, c, d］）。

ただしこうした状況は，中東欧における潜在的な生産力の大きさも意味している。これらの国の農産物価格はEUを下回っており，CAPはさらに改革を進めて価格差を縮小する必要があった。

第２図　穀物の需要内訳推移
（65～07年，独仏伊3カ国合計）

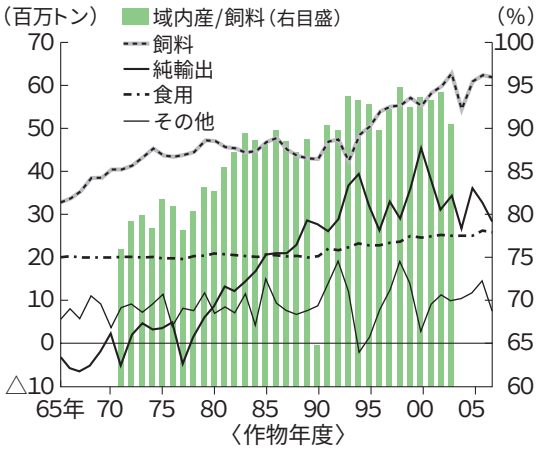

資料　Cereals balance sheetのデータにより算出，作成
（注）1　純輸出＝輸出－輸入（域内貿易を含む）。
2　「域内産/飼料」は71～03年。
3　90年までは旧東独を含まない。
4　90年における「域内産/飼料」の落ち込み（ドイツの域内産飼料による）は原データのまま。

第３図　小麦単収の推移
（61～07年，既往加盟国と新規加盟国）

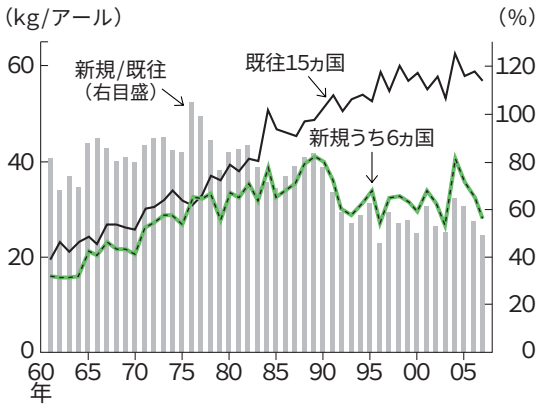

資料　FAOSTAT（ProdSTAT）のデータに基づき過去に遡り集計，作成
（注）「新規うち6ヵ国」は，新規加盟国12ヵ国のうちデータを利用可能な6カ国（キプロス，ハンガリー，マルタ，ポーランド，ブルガリア，ルーマニア）の集計値。これらの国は新規加盟国の生産の大部分を占めており，また93年以降の推移を別途確認したところ，水準・推移とも新規加盟国全体の集計値と同様である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第4図　家畜飼養頭数の推移
（61～07年，既往加盟国と新規加盟国）

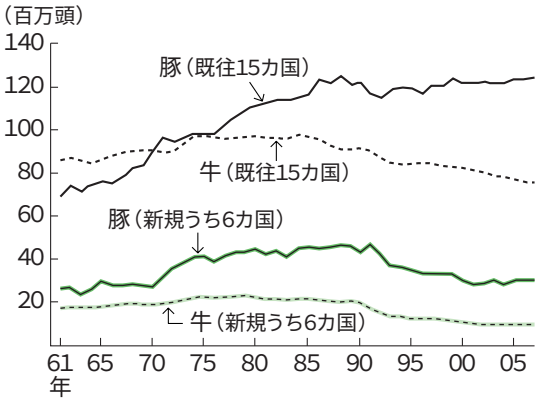

資料　第3図に同じ
（注）　第3図に同じ。

第5図　農業経営数の類型別構成比
（2007年，加盟年順）

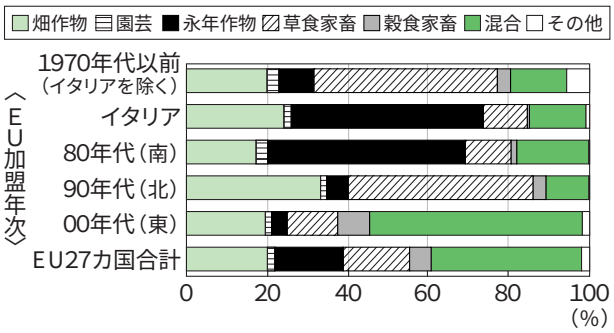

資料　EUROSTATのデータにより集計，作成
（注）　ブルガリアとギリシャのみ05年。

第6図　農業経営数の加盟国別内訳
（07年，加盟年順）

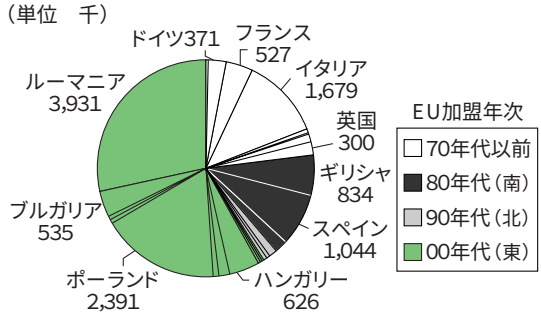

資料　EUROSTATのデータより作成
（注）　第5図と同じ。

c　EU拡大に伴う多様化と地域間格差

EUの拡大とともに農業経営数や経営の類型別・規模別構成(注11)は大幅に変化してきた。まず70年代までの加盟国は酪農など草食家畜経営が中心であった。その中で南欧の国イタリアだけは，永年作物経営（オリーブ，ワイン用ブドウ，柑橘類など）が中心であり（第５図），経営面積規模が小さく，また農業経営数が１国で当時の加盟国全体の過半を占めるほど多い（2007年時点。第６図）という特徴を有していた。

やがて80年代には，イタリアと同様の特徴を持つ南欧の３カ国が加わった。その結果，域内の農業経営数に占める南欧諸国や小規模経営，永年作物経営の割合は大きなものとなった。相対的に所得水準の低い南欧諸国はCAPにおける受益国となり，既往加盟国と同水準の農業保護が適用され，社会構造政策が実施された。

次に90年代に加盟した３カ国のうち北欧のフィンランドとスウェーデン（および既往加盟国のデンマーク）は，畑作物経営が中心である点は他の加盟国と異なっていたものの，経営数が少ないためにEU全体の構成にはあまり影響がなかった。

2000年代に入って加盟した中東欧諸国（12カ国）は，低所得，農業経営数の多さ，零細経営といった点で，南欧と似た特徴を有しつつ，しかしその程度においては南欧を大きく上回っていた。そのうえ国の数も多いことから，その加盟はEUの農業構造を相当に変化させ，CAP財政にも多大な影響を与えると予想された。

中東欧12カ国の農業経営数はEU全体の６割近くを占めており，とくにルーマニアとポーランドは２カ国で46％に達する（第

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

６図)。１経営当たりの平均農用地面積はEUの12.5ha，①既往15カ国のうち南欧以外44.0ha，②南欧４カ国11.8haに対して，③新規12カ国（中東欧）5.9haと小さい（第１表)。しかも生産品目の専門化が進んでおらず，混合型の経営が多い（第５図)。

①～③の３グループ間の比率をごく大まかに言えば, 農業経営数はおよそ１：２：４，農用地面積はおよそ２：１：１であるのに対して，農業部門産出額はおよそ４：２：１である。南欧や中東欧の加盟によってCAPはこうしたおびただしい数の零細経営に対処しなければならなくなった。一方で農業産出など経済の規模でみた影響はむしろ小さい。中東欧への拡大による当面のおもなインパクトは農業構造問題の拡大であったと言えよう。

さらに中東欧諸国ではこうした大多数の零細経営と，社会主義時代の集団農場や国営農場に由来するごく少数の巨大な経営とが並存している。第１表中でみれば100ha以上層の平均規模は481haと，既往加盟国の２倍程度もある。この100ha以上層は，新規加盟国における経営数の0.5%に過ぎないにもかかわらず，農用地面積の41.7%を占めている。中東欧諸国の農業構造はこのように零細経営と巨大経営に二極分化しており，それ以外の中～大規模経営が少ない（第２表)。

中東欧加盟国の農業はそれ以外にも多くの問題を抱えていた。各種インフラが脆弱で，マーケティングや品質，衛生管理に関するノウハウが不足しており，加工・流通部門の競争力は低く，農業者の組織化や，EUの各種基準・規制への適応も課題であった。一方で半自給的な零細経営について，農業構造の変化による失業と貧困への影響が懸念された（Commission ［2002a，p.3］)。そのためこうした経営と農村コミュニティを拙速に破壊しないよう配慮しつつ，共通市場での競争とEUの各種規制に備えて速やかに農業・食品部門の近代化と競争力の

第１表　1経営当たり平均の農用地面積
（07年, 既往加盟国と新規加盟国）

（単位　ha）

		全体	100ha以上層
EU27カ国合計		12.5	262.8
既往15カ国	南欧以外	44.0	212.3
	南欧4カ国	11.8	272.7
新規12カ国（中東欧）		5.9	481.8

資料　EUROSTATのデータにより集計, 作成
（注）　ブルガリアとギリシャのみ05年。「南欧４カ国」はイタリア, ギリシャ, スペイン, ポルトガル。

第２表　経営面積規模別にみた農業経営数および農用地面積の分布
（07年, 既往加盟国と新規加盟国）

		事業体数（千）				農用地面積（百万ha）			
		EU合計	既往15カ国		新規12カ国中東欧	EU合計	既往15カ国		新規12カ国中東欧
			南欧以外	南欧4カ国			南欧以外	南欧4カ国	
合　計		13,715 (100%)	1,804 (100)	3,832 (100)	8,079 (100)	124.5 (100)	79.4 (100)	45.1 (100)	47.6 (100)
農用地面積規模（%）	0	1.8	3.5	0.6	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	2ha未満	46.8	8.8	42.8	57.1	1.4	0.2	3.5	6.7
	2～　5未満	21.9	12.7	24.9	22.5	3.0	1.0	6.7	12.1
	5～ 10未満	11.4	12.4	13.1	10.3	4.1	2.0	7.8	12.1
	10～ 20未満	7.2	15.2	8.3	4.9	6.8	5.1	9.8	11.4
	20～ 30未満	2.9	9.5	3.3	1.3	5.8	5.3	6.7	5.2
	30～ 50未満	2.9	12.6	2.9	0.8	10.5	11.2	9.4	5.2
	50～100未満	2.9	14.7	2.3	0.5	19.9	23.7	13.3	5.6
	100ha以上	2.2	10.7	1.9	0.5	48.5	51.6	42.9	41.7

資料　第1表に同じ
（注）　第1表に同じ。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

強化を図る必要があった。

（注10）加盟国の増加によって新加盟国からの輸入が域内産に転じた可能性もあるが，大幅な純輸出からみてその影響は小さいと思われる。

（注11）以下，農業構造調査による。調査対象となる経営規模の下限は国によって定義内容が異なるため，零細経営について厳密な国際比較はできないが，本稿のような大まかな対比は可能とみなした。

(2) 改革の内容

99年改革は価格支持から直接支払いへのシフトをさらにすすめた。(注12) 新たに酪農が改革の対象となり，乳製品の価格が引き下げられた。穀物の介入価格はさらに引き下げられた一方，直接所得補償は価格引下げの半分に抑えられた。牛肉の介入買入は大幅値下がり時のセーフティーネットに限定され，民間貯蔵助成が導入された。

また，直接所得補償の受給条件として，各国の任意で環境に関する規制が課された（クロスコンプライアンス）。(注13)

農村振興政策がCAPの第２の柱として確立されたことも，この改革の重要な成果であった。構造政策とそこから派生した条件不利地政策，農業環境政策がひとつにまとめられ，所得・市場支持政策（第１の柱）と並立する重要な地位を与えられたのである。プログラムの立案は各国の指定する最も適当な地理的レベルの管轄当局に委ねられ，物理的・財政的指標に基づく監視と，加盟国から欧州委員会への年次進捗報告書の提出などが定められた（理事会規則1257／1999）。また，加盟国の任意で直接支払いからの財源移転（モジュレーション）(注14) が可能となった。

中東欧諸国に対する直接的な対応としては，加盟前支援の一環として，各種の構造改善施策を含む農業・農村振興政策（SAPARD）が導入された。その一方で，今や主要な政策手段となった直接支払いの中東欧諸国への適用については明言されず，(注15) 多年度財政枠にも算入されなかった（Commission［2002a，p.5］）。

（注12）おもに理事会規則1255／1999，1251／1999，1254／1999による。

（注13）理事会規則1259／1999の３条。

（注14）実際の利用は英国など，ごく一部の国に限られた（Agra CAES Consulting［2003］）。

（注15）Commission［1997，p.48］は，加盟候補国の多くにはCAPへの統合に際して移行期間が必要であり，その間は直接所得支持は必要なく，共通市場への完全統合へ向けた準備のため農業・加工産業の構造改善にかかる助成を受けるべきであるとした。

4　03年改革

03年の改革は，直接支払いに単一支払いを導入し，また，中東欧諸国への直接支払いを開始する一方，これまでの改革を進めた。04年以降は地中海産品の改革，05年には農村振興政策の改革も行われた。

(1) 改革の背景

この改革はアジェンダ2000の「中間見直し」であり，その目的はアジェンダ2000のそれと基本的に同様であるが，加えてCAPの簡素化，欧州委員会と加盟国の責任分担，公衆が農業に期待するサービス（環境保護などの多面的機能）の供給を通じた農業支持の正当化が挙げられた。また目的の第一

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

である競争力の強化については，市場介入をセーフティーネットに限定して市場のシグナルに対する農業者の反応を促進するとされた（Commission［2002b，p.2］）。

03年には，中東欧諸国のうち10カ国の加盟を翌04年に控えており，新規加盟国のCAPへの参加，特に直接支払いについて最終的な準備が必要となっていた。

対外的にはWTOのドーハラウンド交渉が01年から始まり，青の政策の削減，輸出補助金の廃止，輸入関税の削減といった提案がなされた。CAPの中心的施策となった直接支払い（青の政策）は，米国や途上国から標的とされていた。

⑵　改革の内容

a　単一支払いの導入

この改革では，中間見直しという位置づけにもかかわらず，直接支払いに抜本的な変更が加えられた。それまで品目別に分かれていた直接支払いを統合した農場単位の「単一支払い」が05年から導入されたのである（以下，理事会規則1782／2003）。

単一支払いの金額は00～02年における直接支払いの実績により固定され(注16)，生産から切り離された（生産のデカップリング）。何を（かつどれだけ）生産しても支払額は一定であり，生産の決定は市場メカニズムによる。このデカップルされた直接支払いは，WTO農業協定の「緑の政策」であることが意図されていた。

なお，主要畑作物や牛肉など一部の品目については，各国ごとの判断により，所定の割合以内で従来型の品目別直接支払いも並存が認められた（部分的デカップリング）。

さらに，直接支払いの２つの要素（いずれも99年改革で導入）が強化された。まず直接支払いの受給要件であるクロスコンプライアンスの遵守事項は拡充され，環境保全に加えて公衆・動物・植物衛生，動物福祉にまで広がった。これは価格引下げに対する補償として導入された直接支払いを，多面的機能と結びつけて存続させようとするものである。また，モジュレーションは義務化され，直接支払いの５％が農村振興政策へと移転されることになった。

b　中東欧の直接支払い開始

新規加盟国の直接支払いには，簡便な「単一面積支払い」が適用可能となり，かつ当面は支払額が抑制された。

単一面積支払いの金額は，所定の各国予算を農場に面積比例で配分して決まる。この方式は，過去のCAP直接支払い実績を持たない新規加盟国でも算定可能であり，かつ事務負荷も軽減するものであった。

加盟初年度の直接支払いは満額の25％であり，段階的に増額して2013年（07年加盟の２カ国は2016年）以降は満額が支給される（段階的導入）。ただし支払水準が加盟前の各国政府による直接支払いを下回る場合は，各国の負担による追加支払いが可能であり，その場合農業者は早ければ2010年から満額の受給となる。CAP財政による支給が満額に達するまでの間，クロスコンプライアンスとモジュレーションはともに適用

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

除外となった。

加盟当初の支払い水準が抑制された理由としては，高水準の直接支払いにより構造変化が遅れる，あるいは他産業との所得差の変化により歪みが生じる（Commission［2002a，p.6］），またEU加盟により農産物価格は上昇するので，価格低下の補償である直接支払いはなじまない，といった説明がなされた。しかし，予算の制約と各国のEU財政拠出にかかる利害対立も重要な背景であったことは疑いないであろう。

c　市場支持の縮小

市場支持についてもさらに改革が進められた。(注17) 新たに米が改革の対象となり価格が半分に引き下げられた(注18)ほか，酪農部門ではバターの介入価格引下げ幅が10%ポイント上乗せされた。

しかしこれらの改革により，「共通」農業政策はむしろ国ごとの違いが拡大した。デカップリングに各国の裁量が認められた一方，EU全体に適用される市場支持の役割は縮小し，予算の拡大した農村振興政策のプログラムは各国で立案するからである。

さらに03年の改革に続いて04年以降，地中海産品（野菜・果実，オリーブ油，ワインなど）や砂糖の改革が主要農産物の改革に追随して行われた。当該品目は06～09年にかけて単一支払へ統合された。

（注16）支払額の算出方法は各国が歴史的モデルと地方別モデルのいずれかを選択する。前者は個々の農場における過去の受給実績額に基づくのに対して，後者は各地方の支払枠を各農場の面積に応じて配分する。

（注17）理事会規則1785/2003，1782/2003。

（注18）URの約束による輸入関税引下げに対応して，域内価格を引き下げることで価格競争力を維持し，同時に直接所得補償による補てんを実施。

(3)　農村振興政策の改革（05年）

農村振興政策については，現行プログラム（2007～2013年）の立案に先立つ05年の改革により，施策間の関係が整理され，ガヴァナンスの仕組みが整備された（理事会規則1698/2005）。それまでやや錯綜していた種々の施策は，基本的な目標の下に統合された。その上でEUの作成する戦略指針に沿って各国が農村振興戦略を作成し，それに基づいて国ないし地方レベルで農村振興プログラムを作成する仕組みが導入されたのである。プログラムの評価・監視の仕組みも大幅に拡充された。各農村振興プログラムの運営には単一の管理当局が当たることとなった。

このとき，農村振興政策にもクロスコンプライアンスが適用された。また，EU段階における財政は新設の欧州農業農村振興基金（EAFRD）に一元化された(注19)（理事会規則1290/2005）。

新しい制度の下で2007～2013年の農村振興プログラムが作成され，SAPARDの終了した中東欧諸国は通常の農村振興政策に統合された。

（注19）これはかつて60年代前半に，欧州委員会が西ドイツの反対にあって設立を断念した欧州農業構造改善基金（フェネル[1999年，pp. 68-70]）が実現したものとみることもできる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

5　ヘルスチェック

今般のCAP小改革であるヘルスチェックは，欧州委員会07年11月20日付の準備文書と08年５月20日の提案を受けた協議の後，08年11月20日の農相理事会で政治合意がなされ，09年１月19日付でおもな理事会規則が制定された。

ヘルスチェックは03年の改革を進めるとともに，モジュレーションを累進化し，かつ農村振興政策における新たな課題を設定した。世界の農産物需給が逼迫する中で，市場支持は縮小された。

(1)　改革の背景

ヘルスチェックの目的は，第一に03年改革の実施状況を評価することと，第二に必要な調整を行って，政策を簡素化し，新たな市場機会を捉え，新しい挑戦分野に備えることである（Commssion［2008，p.2］）。

アジェンダ2000の次のEU多年度財政計画（2007～2013年）を策定した際，それまでEUへの財政拠出を軽減されていた英国が軽減幅の縮小を受け入れる見返りとして，08～09年にEUの全予算項目を見直すことと，ただしCAPについては既に2013年まで予算額を固定する政治決定がなされていたため，07～09年にヘルスチェックを行うことが決まった。03年改革のような大きな改革にはしないことを明確にするため，あえて中間見直しという呼称は避けられた。

農産物の需給は引き締まっており，またその結果，市場支持は後退していた。07～08年における国際農産物価格の歴史的な高値（平澤[2008]）と，域内における不作によって，既に介入買入[(注20)]や輸出補助金は縮小し，義務的休耕はゼロとなった。そのうえ欧州委員会はエネルギー政策の一環としてバイオ燃料の10％使用義務付け（2020年）を提案しており，実現すれば油糧種子などの原料需要が増加する見込みであった。EUは米国に追随してバイオ燃料による農産物需要の創出へと方向転換しようとしていたのである。こうした状況の下，欧州委員会は世界的な需給逼迫傾向と高水準の国際価格が中期的に継続するという予測を前提として，生産の自由化（市場支持の役割縮小を含む）と収益機会の追求を訴えた。

対外交渉の面では，CAP改革への圧力は弱まる方向にあった。08年７月にジュネーヴでWTOドーハラウンドの閣僚会合が決裂した後，米国を始めとする主要国の国政選挙を控えて交渉は停滞し，08年内における再度の閣僚会合開催も見送られた。また米国では2008年農業法により新たな国内支持措置を導入するなど，WTO対応の遅れが目立った（平澤[2008]）。

（注20）例えば豚肉，デュラム小麦，米については2009年に介入買入が発生しないと見込まれた（理事会規則72／2009の備考（6））。

(2)　改革の内容

ヘルスチェックによるおもな改革は，①デカップリング適用の全般化，②義務的モジュレーションの拡大と累進化および移転

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

される財源の使途（新しい挑戦）の規定，③各種市場支持政策の縮小である。新規加盟国に関する大きな改革はなかった。

a　デカップリングの全般化

直接支払いは2010年（一部品目は2012年）から，原則として全て単一支払いに移行する。[注21][注22] これまでほとんどの加盟国が採用していた部分的デカップリングや，デカップリングされていなかった品目，あるいは残されていたカップル補助金が単一支払いに統合される。

ただし救済措置も設けられた。モジュレーションとは別に，各国において単一支払いの最大10%の用途変更（略称「68条」）が可能であり，[注23] その使途拡大によって最大3.5%までを，デカップリングによる影響の深刻な部門に対する支払いとして用いることが認められた。

b　モジュレーションの強化と新しい挑戦

義務的モジュレーションは２倍に拡大され，高額受給者の累進的減額が導入された。

03年改革で導入された義務的モジュレーションは，直接支払いの受給額に関わりなく５%を農村振興政策に移転するものであった。ただし各農業者の受給額５千ユーロ以下の部分については別途，モジュレーション相当額を追加的補助金として支給する（同12条）ことにより，実質的に免除された。これは既に実質的な累進化への一歩を踏み出していたと見ることもできる。

それに対してヘルスチェックでは，モジュレーションに関する規定の中で，直接支払いが５千ユーロ未満の部分は対象外，５千ユーロを上回る部分については10%，30万ユーロを上回る部分については14%とすることが定められた。これによってモジュレーションによる減額は正式に累進的となり，受給額の区分も３つに増えたのである。ただし高額受給者の累進的減額は，欧州委員会の提案段階においてはより野心的なものであった（第３表）。この提案は大規模経営を抱える英国やドイツからの強い反発に遭い，結局実現した「累進的モジュレーション」は，かろうじて累進的と言える程度にまで縮小した。

また，今回のモジュレーション拡大による農村振興政策の追加的な財源は，直接支払いの減額が発生した国において，[注24]「新しい挑戦」分野に用いられる。[注25]「新しい挑戦」とは，近年EUの重要な政策課題となってきた気候変動，再生可能エネルギー，水資源管理，生物多様性に加えて，生産割当が廃止される酪農部門の支援，およびこれら５分野に関するイノベーションを指している。当該分野にかかる施策については，加

第3表　直接支払いのモジュレーション（減額）

（単位　%）

直接支払い	2008年まで	委員会の提案	理事会規則
1～5,000ユーロ	実質0	0	0
5,000～99,999	5	13	10
100,000～199,999		16	
200,000～299,999		19	
300,000以上		22	14

資料　理事会規則74/2009,1782/2003,欧州委員会のヘルスチェック提案書（COM（2008）306/4）
（注）委員会案および理事会規則は段階的引き上げ後の最終的な水準。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

盟国との共同拠出におけるEU財政からの負担割合が10％ポイント引き上げられた。各国政府は09年６月までに新しい挑戦を取り込んだ改訂後の農村振興プログラムを提出し，2010年から実施する。

c　市場支持の縮小

市場支持については，各種の生産制限が廃止され，介入買入が縮小された。(注26)

（a）　生産制限の廃止

義務的休耕は，需給逼迫を受け既に07／08作物年度から２年続けて休耕率０％で運用されていた動きを受けて廃止された。92年改革以来，穀物供給のおもな抑制手段であった同施策の廃止は，この間における改革の進展と需給環境の変化を象徴している。

牛乳割当はこれまで改革の度に期限を延長されてきたが，今回は03年改革で定められた期限である2015年までで廃止することとなった。また，廃止へ向けた「軟着陸」のため，年１％ずつ生産量の割当を増やす。救済措置として，酪農支援が農村振興政策の新しい挑戦（前述）に加えられたのはドイツの強い主張による。

ジャガイモでん粉の割当制度もヘルスチェックで廃止（2012年）が決まった。残された生産制限であるワイン用ブドウの暫定的新規作付禁止（2015年まで，国ごとに最長2018年まで延長可能）と，砂糖の生産制限（2014／15年まで）の期限が今後延長されない限り，共通市場組織の生産制限は全て廃止となる。

（b）　介入買入の縮小

介入買入は，買入品目の削減，買入数量の抑制と入札の導入によりさらに後退した。

穀物部門においては，市場指向と競争力指向を確保するために，介入買入の位置づけはセーフティーネットに縮小された。これまではトウモロコシ（2009／2010年からゼロ）と米（7.5万トン）を除き無制限であった介入限度数量が，普通小麦以外の品目すべて（デュラム小麦，大麦，トウモロコシ，ソルガム）につき2010／2011年からゼロに設定された。小麦についても従来の基準価格による買入は300万トンまでに制限される。ただし全ての品目について，入札による追加の買入は可能である。

乳製品についてはバター３万トン，脱脂粉乳10.9万トンの介入限度が設定された。いずれも入札による追加の買入が可能である。従来はこれと同じ数量を超えた場合に入札の可能性があると定められていた。

豚肉の介入買入は，実績がないことから不要との理由で廃止された。

これら以外の介入買入対象品目である牛肉の介入買入は入札によっており，砂糖の介入買入期間は既に09／10年までとなっている。したがって，改革実施後における介入買入の対象は，追加の買入がない限り普通小麦，牛肉，バター，脱脂粉乳の４品目，そのうち買入価格として基準価格が適用されるのは牛肉を除く３品目となる。

新規加盟国に関しては，単一面積支払い

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

の適用期限が2010年から2013年まで延長された。直接支払いの水準に対して新規加盟国は不満を有しているが，議論は先送りとなった。

（注21）原材料の内外価格差を補てんするための加工業者向け補助金も，廃止して単一支払いに振り替えられる。部分的デカップリングの継続が認められる例外は繁殖雌牛や羊肉・山羊肉など。

（注22）以下，直接支払いについてはおもに理事会規則73／2009および1782／2003による。

（注23）農業の部門間・地域間における再分配の機能を有する。牛乳割当廃止の対応に使うこともできる。従来は農村振興政策に近い性格の各種施策（環境保全，品質改善，マーケティング）のみが含まれていた（理事会規則1782／2003の69条）。ヘルスチェックの検討過程では「69条」の略称で呼ばれた。なお，第１の柱の中での措置であるため，農村振興政策のような加盟国の共同拠出や，監視・評価システムは不要である。

（注24）この規定によって加盟国間の再分配機能を無くした。従来の義務的モジュレーションによる移転財源は，８割を発生国で用いる，つまり２割は加盟国間で再分配が可能であった。

（注25）新しい挑戦についてはおもに理事会規則74／2009による。

（注26）以下，おもに理事会規則72／2009および1234／2007による。

⑶　ヘルスチェックの位置づけ

市場支持の縮小は92年以来の改革を進めた帰結であり，デカップリングの全般化とモジュレーションの拡大は03年改革の徹底である。このようにヘルスチェックはこれまでの改革を徹底する性格が強くその意味で大きな改革ではないが，その意義は小さくない。一方，ヘルスチェックにおける改革の新しい要素は，モジュレーションの累進化と，新しい挑戦の導入である。この２つはいずれも今後大きな意味を持つようになる可能性がある。

デカップリングの全般化によって直接支払いは緑の政策への移行が完了する。WTO交渉や米国の農政改革が遅れているため，CAPのWTO対応は一歩先んじた状態となった。また，市場の動向に応じて生産の反応がより弾力的となる見込みであり，その効果が注目される。

モジュレーションの拡大は第１の柱から第２の柱へのシフトをより明確なものとしたが，一方で加盟国間の再分配機能は上述の通り抑制されてしまった。

累進的モジュレーションは将来の改革に少なからず影響を及ぼす可能性を有している。実は大規模経営への補助金削減は，少なくとも92年改革の構想（前述）以来，99年改革，03年改革においても欧州委員会が繰り返し提案してきたものである。本来モジュレーションとは，大規模経営など支援を必要としない農業者に対する直接支払いの減額・停止と，支援を必要とする農業者への手厚い配分，つまりは所得の再分配を意図している。農村振興政策への移転に加えて累進的減額が導入されたことにより，モジュレーションの性格はより欧州委員会の意向に沿ったものになった。これまでの改革の経緯から分かるように，一度導入された改革は往々にしてその後拡充される。この点で欧州委員会は実に粘り強いので，今後の展開が注目される。

「新しい挑戦」は，まだ今のところ農村振興政策への付け足しの感が否めないものの，これらの分野への取組みを法令で位置づけた，つまりCAPの政策目標に修正が加えられた点に意義があると思われる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

市場支持の縮小については，決定された時点で既に，欧州委員会提案の前提が損なわれていた。世界的な金融危機と景気後退，作況の回復により農産物の国際価格が大幅に低下した一方，バイオ燃料の使用義務付け案は食料を原料とすること等への批判を受けて修正され，原料農産物の需要増加も不透明になったのである。値下がり後の価格水準もなお06年以前に比べれば依然として高く，欧州委員会の見通しはある程度当たっているものの，乳製品についてみれば，EUは09年になって輸出補助金を再開し，(注27) 介入買入も拡大する見込みである。歴史的な高価格とバイオ燃料に対する期待を捉えて市場支持の縮小を進めただけに，もし今後さらに需給が緩和すれば，緊急介入が発動される可能性もある。

（注27）2013年までに輸出補助金を全廃する方針は維持している。

まとめ

(1) 改革の要因と考え方

92年改革当時の最大の問題は過剰生産であったのに対して，需給バランスの改善とともに，当初は第２の問題であった対外通商交渉や，新たな課題である中東欧へのEU拡大，環境保護など市民社会からの関心へと改革のおもな要因は変化してきた。

さらに最近では，WTO交渉の停滞などから通商交渉の面でも改革を急ぐ必要は薄れている。その一方で中東欧諸国のCAPへの最終的な統合は差し迫った課題であり，新しい挑戦にも見て取れるように市民社会からの要請も拡大している。

その間の一貫した考え方は，市場指向の手法により競争力を強化しながら，同時に農家の所得と多面的機能を確保しようというものである。

(2) CAP改革の特徴

92年以来の改革における施策の変遷をみると（第４表），今後のCAP改革を占うのに有用と思われる３つの特徴が指摘できる。

第一に，CAP改革の流れには一定の方向がある。次期改革もその延長線上にある可能性は低くはないであろう。すなわち，第１の柱（市場・所得支持政策）は全体として縮小する中で，市場支持から直接支払いへの移行が続く。市場支持の施策はより市場指向のもの（入札，民間貯蔵助成）に移行し，直接支払いは単一支払い（デカップリング）へと移行しつつ，第２の柱への財源移転を進める。第２の柱（農村振興政策）は財源移転を受けて拡大しつつ，内容の多様化と統合が進む。

第二に，CAPの改革は長い時間をかけて漸進的に進んできた。大きな政策の転換があってもその実施は段階的に進められ，何らかの緩和措置が設けられてきた。

第三に，当初小さな変更であったものも次第に大きな変革へと発展する場合がある。モジュレーションの累進的減額による高額受給の抑制や，新しい挑戦として新たに指定された政策分野が今後どのような展

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第4表　92年以降におけるCAP改革の概要

				1992年改革（マクシャーリー改革）	1999年改革（アジェンダ2000）	2003年改革（中間見直し）とその後	2008年（ヘルスチェック）
第一の柱	おもな改革品目の追加			穀物,牛肉	酪農	米（04年以降に地中海産品や砂糖の改革）	
	市場支持政策						単一CMO
		価格支持	穀物	介入買入価格△35%	介入価格△15% ライ麦廃止	米の介入価格△50%	介入限度（小麦以外はゼロ,追加買入は入札）
			牛肉	介入価格△15%	民間貯蔵助成（基本価格は従前の△36%水準）,介入価格△55%		
			酪農		06年介入価格バター△15%,脱脂粉乳△15%	→△25%（07年） →同左	介入限度明確化
		生産制限	義務的休耕（自発的休耕88年～）	導入（当初15%,毎年変更）	10%で固定（2007年6月末まで）	2007年7月より0%で運用	廃止
			生乳割当（84年～）	延長（2000年3月末まで）	延長（2008年3月末まで）	延長（2015年3月末まで）	廃止（2015年3月末）
	直接支払い			直接所得補償（→青の政策）	穀物の補償は値下げの2分の1		
		クロスコンプライアンス			導入	→強化	→簡素化
		モジュレーション			導入	→義務化	→拡大, 累進化
		単一支払い				05年導入（主要品目,部分適用）（緑の政策）	→全般化
			単一面積支払い			段階的導入	→延長（2013年まで）
第二の柱	農村振興政策			構造政策,農業環境政策	農村振興政策への統合,SAPARD	プログラミングの改革（2005年）	新しい挑戦

資料　理事会規則, 欧州委員会文書などにより作成
（注）　色網掛けは各CAP改革以外の動き。

開を辿るのかが注目される。

＜引用文献＞

・小林勝訳（2009）『リスボン条約』御茶の水書房
・是永東彦（1994）「マンスホルトからマクシャーリーへ：EC共通農業政策の軌跡」『ECの農政改革に学ぶ』21-120頁，農山漁村文化協会
・平澤明彦（2008）「米国2008年農業法：バイオ燃料と農産物価格高騰への対応」『農林金融』９月号，49-58頁
・フェネル,ローズマリー（1999）『EU共通農業政策の歴史と展望：ヨーロッパ統合の礎石』，食料・農業政策研究センター国際部会
・Agra CEAS Consulting（2003）, *Economic Evaluation of Agenda 2000*, Final Report for DEFRA.
・Commission of The European Communities（Commission）（2008）, Proposal for a Council Regulation, COM（2008）306/4
・――（2002a）, *Enlargement and Agriculture: Successfully integrating the new Member States into the CAP*, Issues paper, SEC（2002） 95 final, Brussels.
・――（2002b）, *Mid-Term Review of the Common Agricultural Policy*, COM（2002）394 final.
・――（1991） *The Development and Future of The Cap - Reflections Paper of The Commission*, COM/91/100 final.
・European Commission （1997）, *Agenda 2000 - For a stronger and wider Union*, Document drawn up on the basis of COM（97） 2000 final, Bulletin of the European Union, Supplement 5/97, 15 July.
・European Commission - Directorate General for Agriculture（DG VI）（1998a）, *Agricultural Situation and Prospects in the Central and Eastern European Countries: Czech Republic*.
・――（1998b）, ――: *Romania*.
・――（1998c）, ――: *Hungary*.
・――（1998d）, ――: *Poland*.
・――（1998e）, ――: *Summary Report*.

（ひらさわ　あきひこ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

EUのCAP改革に伴う食料貿易とバイオ燃料の動き

――穀物過剰生産の克服――

主任研究員　阮　蔚(Ruan Wei)

〔要　　旨〕

1　EUは食料の安定供給を確立するために1962年にCAPを導入した。だが，価格支持水準が高かったため農家の生産意欲を過度に刺激し，80年代から今日に至るまで，小麦等基礎的食料は過剰生産となり，EU農政にとって最大の難題となっている。過剰農産物を処理するため，EUはまず補助金つきで輸出を増やす戦略を採った。これは国際農産物市場を歪めたとして世界から強く批判され，またCAP予算の重い負担ともなった。

2　その是正のため，EUは92年に，輸出補助金の削減と価格支持水準の引下げを実施する代わりに，農家の所得を保障する直接支払い導入という抜本的改革に踏み切った。小麦や乳製品などへの輸出補助金は大幅に削減され，CAP財政に占める割合は80年の46.2%から08年の2.1%までに低下した。対照的に直接支払いは92年の30億ユーロから08年の368億ユーロへと急増した。

3　輸出補助金削減の結果，小麦の輸出はEU15で92年の2,300万トンから98年に約４割も減少し，その後EU27で1,000万トンを挟んで動き，輸出量は補助金の削減ほどに減少しなかった。直接支払いで農業所得が維持されたために，小麦等の農産物価格が低下しても農家の作付け意欲が大きく衰えず，過剰農産物の一部をコスト割れでも域外輸出できたからである。直接支払額が農家の農業所得に占める割合は08年に76.8%にも達した。

4　EUは03年から直接支払いを「生産から切り離す」デカップリングの改革を始め，穀物生産は市場価格に反応するようになったが，生産量も輸出量も変動が大きくなった。一方，デカップリングとはいえ，直接支払いの絶対額は維持されているため，農家の生産意欲は大きくは減退していない。08年のCAPヘルスチェックでは，直接支払額の削減は決まったものの，急激な削減ではない。また休耕制度は廃止されたため過剰生産の懸念は残っており，介入買入は2010年に残されるのが300万トンの小麦だけになるため農産物価格が下落する恐れもある。

5　新たな過剰農産物対策として，EUは米国と同様にバイオ燃料への転用を選択した。92年以降，休耕地へのバイオ燃料原料の作付が認められた。03年のCAP改革により，バイオ燃料原料の作物に対し，奨励金支給制度を実施した。08年のCAPヘルスチェックではその奨励金制度が廃止された。EUはバイオ燃料の需要を利用義務化等で政策的に拡大しながら，供給面では補助金ではなく，市場メカニズムで農民の生産意欲を刺激する方針であり，同時に食料と争わないようセルロースなどを原料とする第二世代バイオ燃料の開発を強化する方針である。中長期的にはバイオ燃料の生産は，EU農政の柱の一つとなろう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　CAP改革に伴う輸出補助金の削減
⑴　過剰生産を抑制するCAP改革
⑵　輸出補助金の削減と直接支払いの拡大
2　輸出補助金削減の影響
⑴　小麦輸出の域外市場依存の低下
⑵　輸出補助金の削減ほどに減らない小麦などの輸出
⑶　デカップリング化と過剰生産
3　農業政策としてのバイオ燃料
⑴　CAP改革に伴う余剰農産物と休耕地の転用先
⑵　CAP改革ヘルスチェックとバイオ燃料政策
⑶　2020年目標達成の可能性
むすび

はじめに

「EUは安い穀物を輸出してアフリカなど途上国の農業を破壊すべきではない。為すべきことは途上国が穀物生産をうまく組織・管理できるように助けることです。そうしなければ大量の（農業）難民が途上国からEUに押し掛けるでしょう」――08年12月に面会したフランスのトウモロコシ生産者協会の事務局長の言葉が強く印象に残っている。補助金に支えられたEUの低価格の穀物輸出が途上国の食料自給体制を脅かしていることは，EUの生産者自らが認識していることだ。言うまでもなくその背景にあるのは穀物の過剰生産である。この過剰生産および過剰生産を支えた高額の価格支持策は，過去20年にわたってEU農政の最大の難題となってきた。

EUは92年から共通農業政策（Common Agricultural Policy：CAP）の重い負担となっている輸出補助金の削減と農産物支持価格の引下げを主とする抜本改革を進めてきた。11年後の03年にEUは生産と輸出への刺激がより少ないCAPへとさらなる改革に踏み切った。03年改革案が合意されたとき，農業担当委員フランツ・フィシュラーは，WTO農業交渉との関連について次のように述べた。「新時代の幕開けとなるものだ。我々の農業政策は根本的に変化した・・・我々は国際貿易を大きく歪め，途上国を傷つける旧来の補助システムに別れを告げつつある。」（注1）

はたしてEUの農産物貿易構造はCAP改革の目指す方向に進んでいるのであろうか。本稿では，過剰生産と安い穀物輸出の克服を目指すCAP改革の流れを追いながら，小麦を中心とするEU農産物貿易の構造変化を分析する。そのうえで輸出補助金の全廃とCAP財政のさらなる削減のために余剰農産物をバイオ燃料の生産に利用する選択肢の有効性について考察したい。

（注1）欧州委員会プレス・リリース：EU fundamentally reforms its farm policy to accomplish sustainable farming in Europe, 03.6.26
http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/03/898

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

1　CAP改革に伴う輸出補助金の削減

(1)　過剰生産を抑制するCAP改革

CAPはEU（1993年10月31日まではEC，その後はEUの名称となっているが，本稿は便宜上すべてEUの名称を使う）が食料の自給体制を確立するために，価格支持によって基礎的食料の生産を助成する狙いで，1962年に導入された。小麦など基礎的食料の支持価格は域内で統一され，加盟国の市場価格の上限に近い高価格帯に設定されたため，生産農家にとっては強い刺激となり，農産物の増産が進んだ（第１図）。そのため80年代になるとEUは農畜産物の全面的な生産過剰という新たな問題に直面することになった。生産過剰は今日に至るまで長期間，EUを悩ませる難題となり，90年代以降のCAP改革はまさにこの問題をどう処理するかを巡って進められてきた。

余剰農産物を処理するため，EUはまず補助金つきで輸出を増やす戦略を採った。EUの補助金つきの小麦輸出は，それまで世界市場への小麦供給で大きなシェアを占めていた米国や豪州などの市場を奪うことになり，米国，豪州はEUの輸出政策が農産物価格を不当に低下させ，国際農産物市場の価格形成を歪めるとして強く批判した。この対立がその後のウルグアイ・ラウンド（UR）における米国とEUとの激しい衝突につながっていった。EUと同様に，穀物過剰生産で農産物不況に悩まされていた米国は対抗措置として補助金による小麦輸出を始めた。それが価格の切下げ競争に発展し，いわゆる「米・EU小麦戦争」が80年代の半ばから展開されていったのである。また，こうした輸出補助金付きの低価格小麦は，アフリカや中東，中米などの多くの途上国に流入し，各国の零細な穀物農家から市場を奪い，途上国の農業の経営基盤を揺るがすとともに，各国の食料自給体制を弱体化させることになった。EUと米国の「小麦戦争」は，途上国からも批判を受けるようになった。

EUの輸出補助金は，80年代初頭の段階でCAP予算の４割以上を占めるようになり，膨張したCAP予算そのものもEU財政の７割以上を占めるなど，EUにとって大きな財政負担となっていった。一方，欧州では78～79年の第二次石油危機後の長期不況によって各国で失業率が上昇し，農業予算の野放図な膨張に対し，消費者や産業界からの批判も強まった。

そうした状況から，EUは高水準の価格支持と輸出補助金を背景とした過剰生産を是正するために，92年に「価格支持水準の引下げ」，「休耕を伴う『直接支払い』の導

第1図　EUの主要農産物生産量

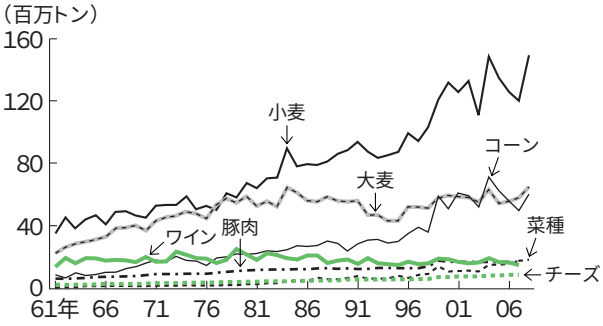

資料　FAOSTAT

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

入」のふたつの政策を柱とする改革に踏み切った。マクシャリー改革と呼ばれるものである。これによって，価格支持によって農産物の生産を刺激し，食料安全保障の強化を図る，というEU近代農政の中心的な政策を抜本的に転換するCAP改革のプロセスがスタートを切ったのである。輸出補助金の削減もこのときから始まった。

マクシャリー改革では，農家の所得維持の手法を価格支持から直接支払いに転換したが，直接支払いの額が「生産実績にリンクされた」ため，相変わらず増産意欲を刺激し，輸出拡大が続いた。そこで，03年に生産や輸出をより刺激しないように「生産から切り離された（デカップリング化）」直接支払いという改革がCAPに導入されることになった。03年の改革では，CAPの中で「第１の柱（ピラー）」と呼ばれる直接支払いを中核とする「市場・所得」部分を削減し，「第２の柱」と呼ばれる「環境・国土保全」を中心とした農村開発政策をより重視する方向性が打ち出された。「第２の柱」では加盟国の財政裁量権を大きくする改革も盛り込まれた。その後，08年には03年の改革の成果を検討する「CAPヘルスチェック」が実施され，そうした改革の方向が一層強化されることとなった。

こうしたCAP改革が進められた背景には，財政的な要因以外に三つの理由を指摘できる。第１に，URとWTO農業交渉への対応の必要性である。マクシャリー改革に先だって，URの全体的な交渉が開始されていた。そのなかで中心的な争点になったのは，EUの輸出補助金や国境措置であり，EUはきわめて難しい立場に追い込まれたが，交渉過程で農産物支持価格の引下げと輸出補助金の削減に踏み切った。マクシャリー改革はEU自らの必要性にかられた改革ではあったが，EUにとってUR対策の目的も兼ね備えていたことに注目すべきだろう。その後のWTOドーハラウンドではオーストラリアやブラジルなどのケアンズグループだけではなく，EU自身も輸出補助金の全廃か大幅な引下げを提案した。

第２に，東欧諸国のEUへの新規加盟である。GDPに占める農業の比重が高く，所得水準が低い東欧諸国はEUにとって財政的な重荷になる恐れがあった。EU加盟国の数は04年５月に15から25へ，07年にさらに27に増え，それに伴ってEUの域内農民の数は２倍近くに膨張した。新規加盟の東欧諸国の農民に対し，旧加盟国と同じ水準の直接支払いを実施することは財政的に難しいため，EU共通の直接支払額の削減と加盟各国の自主性を拡大した農村開発政策への転換を図らざるを得なかった。

第３に，農業生産性が向上したことによって食料生産だけでなく，環境や国土保全，水の涵養，動植物の保護など，農業の多面的な目的が社会に広く認識されるようになり，農業政策の重心も変化せざるを得なくなったことがあげられる。そうした市民社会の農業に対する認識変化は，EUという社会の発展レベルや文化の面で均質性のある国家の連合体では共有されやすく，改革が進む要因となった。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

⑵　輸出補助金の削減と直接支払いの拡大

CAP財政は一連の改革によってどう変化してきたのか。まず，成果として輸出補助金が一貫して削減されたことが挙げられるだろう。第２図のように農産物輸出補助金は80年に54億ユーロとCAP財政の46.2%を占めていた。これが91年には約100億ユーロと金額では80年に比べほぼ倍増したが，CAP財政に占める割合は30%までに低下した。94年からは金額ベースでも減少に転じ，03年には37億ユーロで，CAP財政に占める比率が7.9%，08年には11億ユーロで，同2.1%にまで減少した。15年間に約10分の１の規模まで縮小したのである。

輸出補助金で最も大きく削減されたのは穀物向けで，91年の36億ユーロから96年に３億ユーロ台へとドラスティックに削減した以降，99年には８億ユーロ台に戻った後，06年には１億ユーロ台へと再び引き下げられ，08年には1,700万ユーロとゼロに近い水準までに減少した（第３図）。乳製品輸出補助金の引下げは穀物ほど急激ではなかったものの，03年以降加速された。補助金額はピークの88年の30億ユーロから03年には16億ユーロへおよそ半減し，さらに06年には7億ユーロ台，08年に2,700万ユーロへと低下した。時系列でみれば，CAP改革の03年以降に急減したことが歴然としている。一方，砂糖の改革は06年になって初めて実施された。改革の着手が遅かったこともあり，砂糖の輸出補助金は02年の13億ユーロから06年の11億ユーロへと2億ユーロ減っただけで，削減幅は大きくなかったが，08年の７億ユーロ台へと06年以降削減が加速された。その他の農畜産物では，豚肉の輸出補助金は一番多い年でも２億ユーロ台にすぎず，ワインも数千万ユーロでいずれも規模は限定的である。

対照的に「直接支払い」は92年の30億ユーロが，03年には約300億ユーロと10年強で10倍に急増した。その後，EU加盟国が拡大したこともあり，08年には368億ユーロまで膨張した。直接支払いの急拡大により，CAP予算は92年の350億ユーロから08年には527億ユーロまで50.8%拡大した。ただ，同じ期間にEU全体の予算は586億ユーロから1,270億ユーロまで116.7%も拡大しており，CAP予算だけが突出して増加し

第2図　CAP財政の内訳

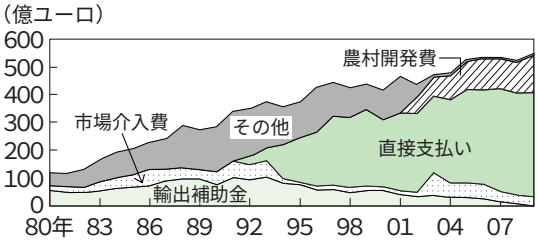

資料　欧州委員会予算書
（注）03年以降の市場介入費は05年以降のEU予算書の分類により仕分けしているため02年以前の市場介入費とは分類が異なる。02年以前は介入買入費用のみ計上している。03年以降はその他の介入に係る費用をすべて計上している。

第3図　EUの輸出補助金の推移

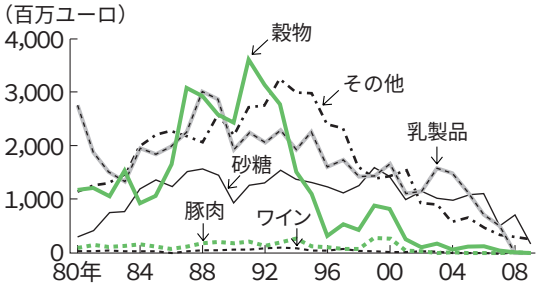

資料　欧州委員会予算書

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

たわけではない。農業予算がEU予算全体に占める比率は92年の59.6%から08年には41.5%へと低下していることをみれば，輸出補助金から直接支払いへの転換が農業予算の膨張の歯止めになったことがわかる。CAP改革以前の80年には農業予算がEU予算全体の72.2%を占めていたことを考えれば，CAP改革の基本的な目的は相当程度達成されたといえるだろう。

また，「生産から切り離された（デカップリング）」直接支払いへの転換を狙う03年のCAP改革の実施に伴い，05年以降は個別農産物にリンクした直接支払額が急減し，その代わりにデカップリングされた補助額が急増した。

2　輸出補助金削減の影響

それでは，輸出補助金の削減，支持価格の引下げ，デカップリング化というCAP改革はEUの基礎的食料貿易にどう影響しているのか。以下では小麦を中心としてその影響をみていくこととしたい。

(1)　小麦輸出の域外市場依存の低下

小麦はEUにとって最も重要で，生産量も最も多い農産物である。CAPの下で小麦の生産は近年まで順調に伸びてきた。域内外を含めての輸出も同様に増加し，80年代になると純輸入国から純輸出国(注2)へと転換し，ネット輸出量は90年代前半まで順調に拡大した（第４図）。生産量に占める輸出の比率は作況に左右され変動こそするもの

第４図　EUの小麦生産量と輸出状況

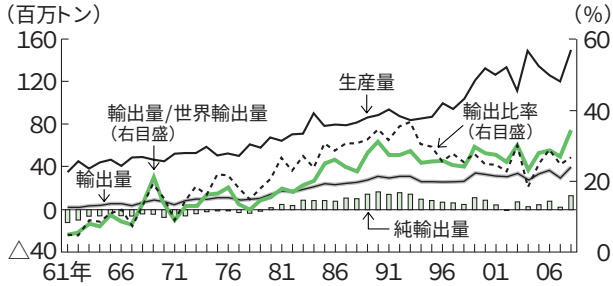

資料　FAOSTAT

第５図　EU小麦の域内外輸出と域外向け比率

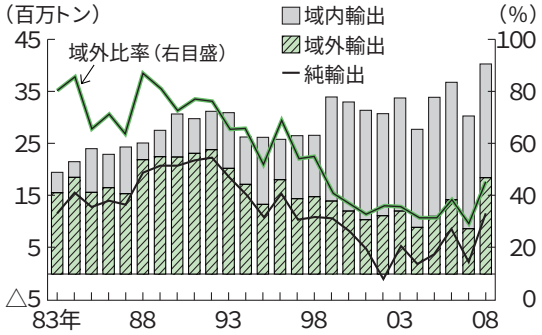

資料　FAOSTAT, USDA/FAS, EUROSTAT
（注）98年まではFAOとUSDAによるEU15のデータであり，99年以後はEUROSTATによるEU27のデータである。

の，85～95年の間に約30%，その後現在まで20%以上を維持しており，過剰生産の常態化がうかがえる。

一方，小麦輸出を域内と域外に分けてみると，90年代半ば以降，域内向けの輸出の伸びが域外向けの輸出の伸びを上回るようになった。USDAのERSとNASSのデータで域外向け輸出の推移をみると，ピークは92年の2,300万トン台（EU15）で，それが98年には1,400万トン台まで約４割も減少した（第５図）。その後，1999～07年の期間に限ってみれば，EU27のベースで，域外向けの小麦輸出は1,000万トンを挟んで動き，大きく減少することはなかった。ただし，06～08年という短期間でみるとそれ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ぞれ1,400万トン，845万トン，1,819万トンのようにぶれが大きくなり，同時に純輸出のぶれも大きくなった。後述のように直接支払いのデカップリング化の影響がうかがえる。

また，小麦の輸出量割合について域内，域外の構成をみても同様に明確な傾向が現れている。域内と域外輸出量の合計を100とした場合，EU15時代（81～98年）では特定の年を除けばほぼ６割以上，特に80年代ではほぼ８割以上が域外輸出となっていた。その後，90年代に入ってからも波を打ちながら低下傾向をたどり，04年の31.3%，07年の28.2%まで低下した。ただ，08年はEUの小麦は大豊作となり，国際市場での需要も拡大したため，域外輸出が再び急増して，域外輸出比率は45.3%までに戻った。

EU小麦の域外輸出減少と域内輸出拡大の傾向が意味するのは，輸出刺激策が転換されつつあることのほかに，EU域内では小麦生産で比較優位に立つフランスなど一部の国が安定供給の中核になり，生産コストが高い国は自給をあきらめ輸入に依存する域内生産分業の体制が強化されたためである。言い換えれば，EU域内における小麦生産は最適配置に近づきつつある。

（注２）域内は輸出入が相殺されるため総純輸出は域外純輸出に等しくなるはずである。実際の統計上では若干異なる。

⑵　輸出補助金の削減ほどに減らない小麦などの輸出

小麦の域外向け輸出量は80年代半ばから90年代半ばまでの期間に比べると，現在は確かにほぼ半分の水準に減少した。ただ，近年でも年間約1,000万トンの小麦が輸出されている事実は，輸出補助金がほとんどカットされEU小麦の競争力が大きく低下したにもかかわらず，依然としてEUでは小麦の域外輸出圧力が根強いことを示していよう。

最大の理由は，EUで小麦の過剰生産が続き，農家は余剰となった小麦をコスト割れでも域外に輸出せざるを得なかったことにある。小麦過剰生産の理由については以下のように考えられる。92年のCAP改革によって穀物の生産者価格が93年以降，世界の価格水準に合わせ，引き下げられていった（第６図）。にもかかわらず，農家の小麦生産の意欲は低下しなかった。輸出補助金に代わって政策の柱となった農家への直接支払いが，農家にとって小麦生産のインセンティブとなったからである。小麦に連動する直接支払いは93年の30億ユーロから2000年の62億ユーロへと倍増し，04年に68億ユーロのピークに達した。その後，直接支払いのデカップリング化によって，05年から減少に転じ，08年に約12億ユーロへと５分の１強に縮小した。その代わりに品目に連動しない直接支払額は04年の160億ユーロから08年の543億ユーロへと４年間で３倍以上に増えた（第７図）。品目連動型・非連動型を合計した直接支払いの合計が，農家の農業所得に占める割合は98年の45.4%から05年に66.3%，08年に76.8%に上昇し，農家の経営を支えた。

小麦の輸出がコスト割れでも行われてい

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第6図　EUの小麦輸出と生産者価格・直接支払いの関係

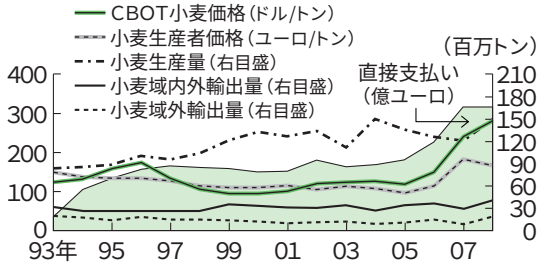

資料　EUROSTAT, USDA, FAO, CBOT
（注）1　生産者価格は小麦の生産者販売総額と生産量で計算した。
2　CBOT小麦はCBOTの期近価格（月末の年間平均）。

第7図　品目連動型・非連動型補助金と農業収益の関係

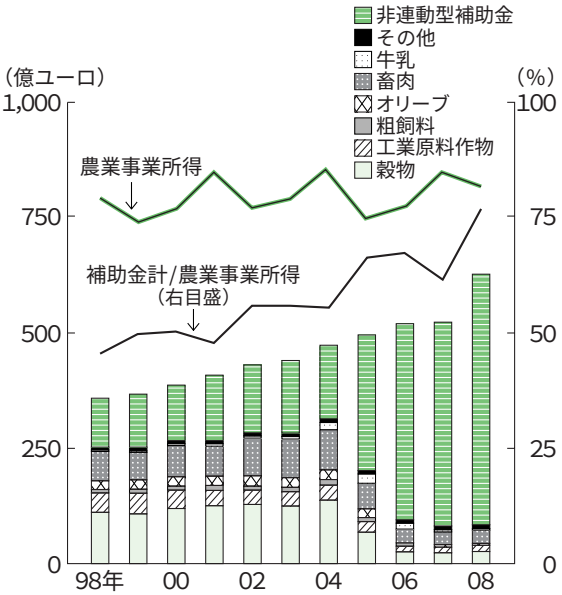

資料　EUROSTATほか
（注）　農業事業所得（Entrepreniurial Income）は粗収益から減価償却費，雇用費，地代利子，税金などすべての間接費用を差引き，非品目連動型補助金を加えた最終の農業収支である。ただし，農家の農業以外からの所得は含まれない。

る理由は以下のように推測される。EUの小麦が全面的に生産過剰となった80年代前半以降，米国の小麦輸出は生産コストを下回る価格水準で行われてきた。例えば，USDAの統計によると，85年に，米国の小麦平均生産コストはブッシェル当たり４ドルであったが，生産者の農場売り渡し価格はブッシェル当たり３ドルにとどまった。95年にそれぞれ5.3ドルと4.6ドル，06年に同5.2ドルと3.4ドルと程度の差があるものの，コスト割れの状況は今日まで変わらなかった。EUの農家の経営規模が米国より小さいことから考えると，小麦の生産コストは米国のそれを下回らないと推測される。

いわば，農業所得が安定的に維持されたがゆえに小麦などの農産物価格が低下しても農家の作付け意欲が大きく衰えなかったのであり，余剰農産物の一部をコスト割れでも域外輸出することができたのである。

実は，チーズや豚肉などその他の農産物も同様に輸出補助金の削減ほどに輸出量が減っていない現象がある。チーズの輸出は99年の45万トンから07年に約60万トンへと増えた後，輸出補助金の削減により08年に56万トンへとわずかながら低下した。豚肉は99年の111万トンから07年の91万トンへとゆるやかに縮小したが，08年にまた123万トンに回復した。

(3)　デカップリング化と過剰生産

これまでみてきたように，価格支持から「生産量にリンクした」直接支払いへの転換を図った92年のCAP改革は過剰生産と域外輸出を抑制する効果は限定的であった。これに対し，03年からの「生産から切り離された」デカップリング化改革は一定の効果を持った。まず，穀物生産は市場価格に反応するようになった。04年と05年の小麦の生産者価格は前年比でそれぞれ△5.4%，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

△9.9％と下落した。これを受けて，生産量は05年と06年にそれぞれ前年比△9.4％，△6.4％と減った。価格低下が翌年の作付けを抑制したわけである。大麦もトウモロコシも同様の傾向がみられる。07年から世界的に穀物価格が高騰し，生産を刺激した。08年にEUも大豊作となり，前年比24％の増産となった。当然のように域外向け輸出量も急増した。市場価格に反応しやすくなった分，生産量，輸出量の変動も大きくなったのである。

ここで問題となるのは，08年のように大増産になった場合，余剰の農産物をどう処理するかということである。余剰の農産物が域内にとどまると，CAPによる介入買入で吸収しなければ市場価格は急落し，農家の経営が打撃を受けるとともに翌年の大幅作付け減少，減産を招きかねない。しかし，介入買入枠の大幅縮小によって，2010年になると残されるのは300万トンの小麦買入枠に過ぎないことになる。買入れによる吸収が困難となれば，補助金付き輸出に頼らざるを得なくなる。09年１月にEUが補助金付きでチーズ等酪農品の輸出を再開したことはEUの政策手段が限られている証左といえよう。ただ，こうした補助金付けの輸出を持続することは困難であり，EUには新たな手段が求められている。

次に，直接支払いについては，デカップリングとはいえ，支払水準は維持されており，農家の生産意欲が相当程度維持されている面がある。08年のCAPヘルスチェックでは，直接支払額の削減が決まったが，これも時間をかけて進めるため急激な削減は予定されていない。さらに，08年のヘルスチェックでは価格維持の休耕制度も同時に全面廃止されたため，生産を再開する農家が出てくる可能性がある。いずれもEUが小麦などの過剰生産に陥る可能性は残っており，その対策が求められている。

将来に向けて農家の所得を支えている直接支払いの大幅削減がEUで不可欠と広く認識されている。だが，そのためには農産物価格の適正水準を維持し，農家所得と農業生産の安定を図る必要がある。すなわち新たな需要創出が求められているのである。そこでEUが選択したのは米国と同様のエタノールなどのバイオ燃料の原料生産である。

3　農業政策としてのバイオ燃料

(1)　CAP改革に伴う余剰農産物と休耕地の転用先

EUが農業政策としてバイオ燃料に着目したのは90年代であり，92年のCAP改革に伴って生まれてきた休耕地の活用対策が端緒となった。休耕地への非食用バイオ燃料原料の作付け（NFSA：No Food on Set Aside Regime）が認められ，しかもバイオ燃料作物であれば作付けを行っても通常の休耕補償金が支払われるという制度がつくられたからである。非食用の作付面積の拡大により，雇用の増加，農家の所得向上など農業を活性化する狙いがあった。

EU全体（当時は15カ国）では95年度（10

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

月から翌年９月まで）に101万haの休耕地がバイオ燃料作付けに転用されるなど，バイオ燃料生産は活発化した。ただ，あくまで休耕地の有効活用という位置づけにすぎなかったことから，穀物需要が増え，休耕地が減少すると，バイオ燃料向け作物の作付面積も直接的な影響を受け，減少するなど生産量が安定しない問題があった。実際，97年度には38万haと95年度の３分の１まで一気に減少したが，その後02年度にはまた90万haに増えるなどの変動を示した。

EUが農業政策として，バイオ燃料の生産支援に本格的に乗り出したのは03年の新たなCAP改革以降である。地球温暖化対策の政策的優先度が一段と高まり，EUはバイオ燃料の増産，生産安定に向け舵を切らざるを得なくなったからである。EUは2020年までに地球温暖化ガス（CO_2）の排出を1990年水準から20%削減する中期目標を掲げたが，このCO_2排出量削減の目標達成にとって最大の課題は，輸送部門の排出量削減である。EU域内の輸送部門のエネルギー消費量はエネルギー総消費量の30%以上を占めており，今後も家計や工業など他部門を大幅に上回るスピードで排出量が増加するとみられる。1990年～2010年の間に増加するCO_2排出量の90%はこの輸送部門によるものと予測されているのである。（注３）輸送部門での排出増加はEUだけでなく，日本も京都議定書CO_2排出量削減の目標達成の関門になっている。そこでEUは運輸部門の中でも70%以上のCO_2を排出する自動車輸送の規制強化に動き出し，その一環として「2020年までにEUの輸送用ガソリンとディーゼルの総消費量に占めるバイオ燃料の比率を最低10%にする」という具体的な義務目標を設定することとなった。

EUは03年にバイオ燃料の原料となる作物に対し，１ha当たり45ユーロの奨励金を支給するという支援制度（Energy Crop Premium）を新設し，04年から実施した。この奨励金は直接支払いに加算されて支払われるものであった。

この支援制度は当初，EU15カ国のみが対象で，面積も150万haを上限にしていたが，07年にはEU25カ国まで対象が広げられ，面積も200万haまで拡大された。この新制度に基づく，バイオ燃料の作付けは初年度の04年度には30万6,000ha，05年度には56万1,000ha，06年度には124万8,000haと着実に拡大しており，EUのバイオ燃料普及に弾みをつけたといえる。公的支援なしの自主栽培なども合計したEUのバイオ燃料向け作物の作付面積は05年度には250万ha近くに達した。

また，EUはWTOパネルの審決などを受け，05年秋に砂糖制度改革案に合意し，砂糖政策を全面的に見直すこととなった。砂糖生産の削減が進み，従来行っていた大規模な砂糖輸出も大幅に縮小している。砂糖原料のてん菜はバイオエタノール向けに奨励金付きで休耕地で栽培することが可能となり，生産割当から除外されることとなった。同時に多くの製糖工場がエタノール工場に転換しつつあり，従来は輸出にまわされていた砂糖向けの原料がバイオエタノー

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ル向けにほぼ置き換わる形で利用が進んでいる。

（注３）欧州委員会BIOFRAC“Biofuels in the European Union- A vision for 2030 and beyond”2006

⑵　CAP改革ヘルスチェックとバイオ燃料政策

08年12月のCAP改革のヘルスチェックによって，EUは休耕地制度を全面廃止するとともに，バイオ燃料の原料となる農産物生産に対する補助金も全廃した。この決定は一見，バイオ燃料増産の政策とは逆行するようにみえるが，EUはバイオ利用を拡大する方針は変えていない。約500万haの休耕地はEU小麦の平均単収で計算すると約2,500万トンの小麦生産が可能となり，かりに休耕地で穀物の作付けをはじめるとすると，EUは更なる穀物供給拡大の圧力にさらされかねない。08年12月にEU農業団体連合会（COPA：Committee of Professional Agricultural organizations in the European Union），フランスの小麦とトウモロコシ生産者協会，ドイツ農民連盟等組織を訪問した際に，いずれの団体も「穀物価格の支持とCO_2削減のためのバイオ燃料の使用拡大はやむを得ない」との考えを表明している。

いわば，補助金付きの輸出拡大が難しいなかで地球温暖化ガスの削減という時代のニーズにあったバイオ燃料利用の対策を放棄することは考えにくい。むしろ休耕地廃止の決定は，03年からのCAP改革を推し進めるためのプロセスの一環として，バイオ燃料の増産を市場メカニズムの活用などの措置によって達成する方針に転換したとみるべきだろう。もともと休耕地への直接支払いは１ha45ユーロにすぎず，バイオ燃料作物の増産刺激効果は薄かったとの指摘もある。（注４）休耕制度の廃止と同時に，穀物介入買入の種類と量も大幅に縮小することとなった。トウモロコシは09年に，大麦は2010年に介入買入が廃止され，残されるのは300万トンのパン用の小麦となる。休耕制度の廃止と介入買入の大幅縮小はいずれも市場メカニズムの重視を意味している。

また，前述のようにCAP改革は政策の重心を第一の柱（市場・価格政策）から第二の柱（農村地域開発）へシフトした。農村開発政策に必要な財源を市場・価格支持策（農家への直接補助）の削減によって確保し，地球温暖化，バイオ燃料，特に第二世代バイオ燃料の生産拡大，希少な水資源の管理，生物多様性保護など，EUの農家が直面している新たな政策課題に投入していく狙いである。バイオ燃料の増産も今後，そうした枠組みの中で進められ，セルロースなど非食用農産物を原料とする第二世代バイオ燃料の開発を強化する方針がCAPヘルスチェックに含まれている。

さらに，EU側は明示してはいないものの，域内諸国のバイオ燃料混合率の引上げと義務化をより拘束性の高いものにすることで，バイオ燃料の需要を高め，価格を高めに誘導し，結果的に農民のバイオ燃料作物の生産意欲を刺激する戦略もある。それに関連して，EUは不足しているバイオデ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ィーゼルや植物油の関税率を０～５％に設定し市場を開放しているが，コスト競争力の強いブラジルのエタノールなどの輸入増を防ぐために，輸入バイオエタノールに45％前後の従価税をかけ，米国のバイオエタノール産業保護政策と同様に域内市場を保護している。実際にEUは08年６月，米国からのバイオディーゼルの輸入について反補助金（anti-subsidy）と反ダンピング（anti-dumping）の調査を開始した。このことからEUのバイオ燃料産業を保護するスタンスの強さがうかがえよう。米国からのバイオディーゼルの輸入が05年の約7,000トンから07年に約100万トンに増加したことを背景に，欧州バイオディーゼル委員会（EBB：European Biodiesel Board）は，米国の補助金やダンピングによってEUのバイオ燃料産業が価格下落およびシェア低下などの影響を受けたと主張している。（注５）

（注４）EC “ Report on the review of the energy crops scheme ”, Sep. 2006）「エネルギー作物スキームのレビューに関する報告書」

（注５）"EU launches investigation into US biodiesel imports" Brussels, 13 June 2008 http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/936&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en

(3)　2020年目標達成の可能性

EUのバイオ燃料増産は着実な成果をあげている。バイオエタノールは04年の42万トンから07年の137万トンへ，バイオディーゼルは02年の114万トンから07年の571万トンへと，ともに生産量は急増し，それぞれ07年度に450万トンの穀物（EU穀物生産量の２％弱），920万トンの油糧種子（EU油糧種子生産量の約40％，主に休耕地を使っての生産拡大）が原料として消費された。ただ，08年段階でもバイオ燃料の利用率が輸送用燃料の３％台にとどまっていることから，この程度の増産ではEUのバイオ燃料の利用計画（2020年にバイオ燃料を輸送用燃料の10％以上に）の達成が難しいとの指摘も出ている。

それに対し，欧州委員会の農業・農村開発総局（DG AGRI ： Directorate-General for Agriculture and Rural Development, 2007）は，流通システムの整備や第一世代と第二世代バイオ燃料の技術改善と産業規模の拡大により，2012年以降バイオ燃料の生産と消費に弾みがつき，2020年に10％という目標の達成は可能であると予測している。DG AGRIの予測では，2020年に最低10％という目標の達成には，穀物約5,900万トン（域内穀物消費の約19％），菜種2,121万トン（同65％），砂糖234万トン（同12％），植物油脂987万トン（同65％）が，第一世代および第二世代のバイオ燃料の原料に使用される（第１表）。ブラジル，米国などからの輸入はバイオ燃料需要のおよそ20％を占め，そのうち半分を油糧種子と植物油を中心としたバイオディーゼル第一世代原料が占めることが予想されている。バイオエタノールでは，域内生産の原料のうち，セルロースなど第二世代の原料が約30％，従来輸出されていた穀物などからの転用が20％と見込んでいる。

一方，EU内ではバイオ燃料の増産に対

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1表　EU(27)バイオ燃料比率2020年10%の場合における耕種部門需給事情

（単位　百万トン，%）

	生産量	域内総消費量	うちバイオ燃料原料	
			消費量	比率
穀物	317.30	311.72	58.99	19
うち普通小麦	156.59	138.95	43.06	31
トウモロコシ	69.18	70.18	14.18	20
油糧種子	33.41	64.84	・・・	・・・
うち菜種	20.67	32.83	21.21	65
ひまわり	9.28	11.02	1.29	12
大豆	3.46	20.99	7.88	38
砂糖	16.95	19.07	2.34	12
植物油脂	18.70	15.13	9.87	65
うち菜種油	11.00	7.76	7.11	92
ひまわり油	4.06	4.75	0.48	10
大豆油	3.64	2.62	1.37	52
パーム油	0.00	3.62	0.36	10

資料　DG AGRI(April, 2007) "The impact of a minimum 10% obligation for biofuel use in the EU−27 in 2020 on agricultural markets"

し，食料生産との競合が起きるとの懸念が一部に出ている。2020年に第一世代および第二世代バイオ燃料の生産に向けて必要な農地は，EUの農地全体のおよそ15%にあたる1,750万haに達すると予想されており，バイオ燃料警戒派の根拠となっている。だが，そのうち約500万haは休耕地の活用となる見込みで，食料生産への影響は大きくはないとの指摘もある。08年12月に訪問したCOPAの農業部長は「EUにおいてバイオ燃料の原料農産物は潜在的に生産過剰で，かつバイオ燃料自体の生産も少ないことから他部門への影響は少ない」と述べている。

欧州委員会も小麦，トウモロコシなどについて単収の継続的向上と休耕地の利用促進，廃棄物や非食用セルロース，リグノセルロースなどを原料とする第二世代バイオ燃料の実用化で食糧との競合を避ける方針を打ち出している。その具体策として，バイオ燃料普及の各国別目標値の達成をカウントする際に第二世代バイオ燃料の利用分は通常のバイオ燃料の二倍にカウントする優遇策を08年12月に決定した。

もうひとつEU内で懸念されているのは，バイオ燃料生産のために泥炭地や森林など二酸化炭素を高濃度で蓄積している地域が農地向けに開墾される恐れである。自然の炭素貯蔵メカニズムを破壊すれば，その土地で生産できるバイオ燃料による二酸化炭素排出削減効果をはるかに上回る温暖化ガスを排出する結果となるからである。EUはそうした土地の開発を規制することで，バイオ燃料増産のために今後，森林伐採や沼沢地の転換が起きないよう手を打っている。

まとめれば，EUはバイオ燃料の需要を利用義務化などで政策的に拡大しながら，供給面では市場メカニズムで農民のバイオ燃料作物の生産意欲を刺激していく方針といえる。ただ，生産意欲を刺激しすぎて小麦，ピートなどが過剰生産に陥ることは十分警戒している。それゆえにバイオ燃料を全量域内調達するというよりも，弾力的にブラジルからなどの輸入も活用し，さらに第二世代原料へのシフトを加速する方針である。EUのバイオ燃料の原料作物は今後，「管理された増産」の道をたどり，EUの農業政策の柱のひとつとなろう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

むすび

EUにとって難題であった余剰農産物とCAP予算膨張への対応は，92年と03年のCAP改革によって，高水準の価格支持，補助金による輸出拡大といった措置から，価格支持の水準引下げ，輸出補助金の削減，農家への直接支払いの導入と休耕の促進による過剰生産の緩和など政策の変遷を示してきた。その流れは財政支出の膨張に歯止めをかけ，国際貿易を歪曲するような農産物の安値輸出を抑制しながら，いかに農家の所得安定，農業の持続的成長を図るかに狙いが置かれた。確かに輸出補助金も介入買入も大幅に見直された。しかし，高額の直接支払いは農家の所得を支えているため，小麦などEUの主要農産物は依然として過剰生産が続いている。その結果，小麦などの輸出は補助金の削減ほどに大きく減少することはなかった。

その解決策としてEUが着目したのが，バイオ燃料である。90年代後半以降は地球温暖化など環境問題との整合性も強く意識し，新たな生産過剰の対策としてバイオ燃料の原料としての活用に積極的に取り組み，休耕地における作付け，輸出されていた農産物の転用など農業に新たな役割を担わせることになった。EUはCAP予算の制約から，将来に向けて，農家の所得を安定させている直接支払いの大幅削減，途上国の農業に打撃を与える農産物の安値輸出から手を引いていく方針を示している。こうしたことから，農産物価格の適正水準を維持するためにもバイオ燃料生産の役割が一層重要となるのは確実だろう。そうした観点に立てば，EUの農業政策，CAP改革のスコープは時代とともに拡がり，単なる農業保護にとどまらない進化を遂げていくのは間違いない。

＜主な参考文献＞

・加藤信夫（2008）「EUの農業改革に影響を与えるバイオ燃料の政策と生産状況について（1），（3）」『砂糖類情報』５月号，７月号，農畜産業振興機構
・小林弘明（2007）「EUのバイオマス政策－現在から未来に向けたEUのバイオマス戦略とその先進事例」『海外情報分析事業欧州地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』国際農林業協力・交流協会
・是永東彦（2007）「WTO 適応型CAP に向けた改革の進展」『海外情報分析事業欧州地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』国際農林業協力・交流協会
・是永東彦（2008）「CAPヘルスチェックを中心に―CAPヘルスチェックの課題と展望」『欧州地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』国際農林業協働協会
・清水徹朗（2007）「EUの農業政策と貿易政策」『農林金融』６月号
・比沢奈美（2007）「共通農業政策―EU拡大とCAPの改革」国立国会図書館調査資料『拡大EU－機構・政策・課題』
・ローズマリー・フェネル，荏開津典生監訳（1999）『EU共通農業政策の歴史と展望―ヨーロッパ統合の礎石―』食料・農業政策研究センター
・「農家への補助金を環境保全や食の品質向上に利用――マリアン・フィッシャー＝ボエル欧州委員会農業・農村開発担当委員に聞く」『European』2008年秋号
・「地球規模の課題に取り組むEU農業」『European』2008年秋号
・DG AGRI（2007）“The impact of a minimum 10% obligation for biofuel use in the EU-27 on agricultural markets” http://ec.europa.EU/agriculture/analysis/markets/biofuel/impact042007/text_en.pdf
・FAO “The State of Food and Agriculture 2008” http://www.fao.org/docrep/011/i0100e/i0100e00.htm

（リャン　ウェイ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

談話室

この機に乗じて・・・・

米国サブプライムローン問題に端を発した経済危機は，リーマンブラザーズの破綻を皮切りに，世界中を巻き込みながら広がりつつあります。今回の出来事は，経済については素人である私の目から見ても尋常ではなく，経済システムの改善のみならず，人々の価値観に加え，生活スタイルそのものまで変えないと，解決の糸口は見いだせないのではないかと思えてなりません。木材に関連する合板や建機などの企業幹部と話していても，「とにかく今回は底が全く見えないから‥‥」と，これまでの不況とは違うということを敏感に感じ取られているもようです。

私は，京都府の「日吉町森林組合」という小さな森林組合の参事をしていますが，そうした社会情勢の中で，何と去る２月３日火曜日のＮＨＫ番組「プロフェッショナル仕事の流儀」に出演しました。そして，３日後の２月６日には，関西２府４県のみの放送ではありましたが，林業の世界では「道づくり名人」として有名な大阪の林業家「大橋慶三郎さん」の特集番組が流されました。同じ45分番組ですが，こちらは金曜日の夜８時というゴールデンタイムです。おそらく多くの人がごらんになって，「林業ってこんなことをやっているのか」とか「こんな人がいるのか」と感嘆されたことだろう思います。私のもとへも「給料はいくらでもいいから森林プランナーに雇ってくれ」という電話があったほどです。

こうしたことは一昔前では考えられず，私も，よもやテレビに出るなどとは想像すらしませんでした。これは，国民の多くが森林や林業に興味を抱くようになってきた，あるいは放映すれば興味を持って見てくれるとＮＨＫの人たちが考えた，ということに他なりません。言いかえると，人々の価値観や興味がお金一辺倒や環境原理主義みたいな偏ったものから，バランスのとれたものへと変わりつつあり，それは，新しい時代の胎動ではないかと私は見ています。

ところが，林業関係にはそうした変化の兆しはほとんど見えず，森林組合も

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

我が国の人工林の齢級別面積

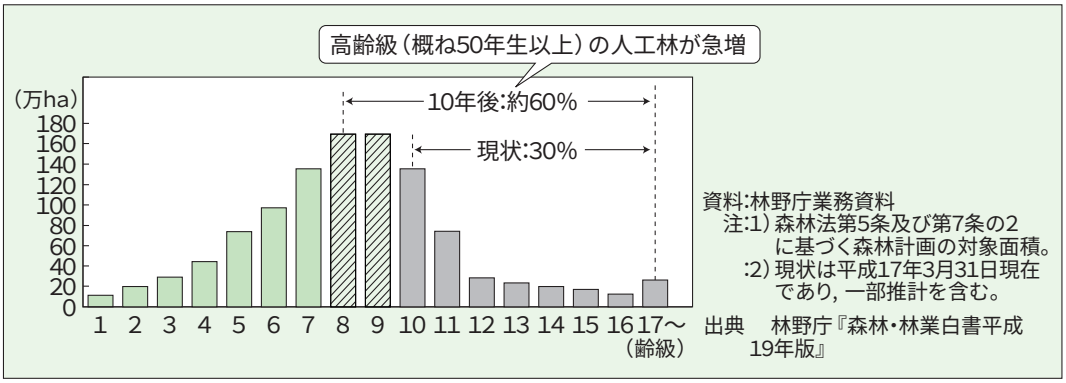

旧態依然とした経営意識のところが大半です。でも実は，森林資源の変化から，このままだと多くの組合の経営が立ちゆかなくなるのは時間の問題だと思われます。上図は「平成19年版 森林・林業白書」から抜粋したものですが，10年後に50年生以上の利用可能林分が倍増し，人工林の約60%にまで達するのです。

これは，これまで多くの森林組合が行ってきた除伐や枝打ち・伐り捨て間伐などの保育事業中心から，太い木を伐り出して収益を生む事業へと転換しなければならないことを意味し，同時に，額に汗した森林所有者の苦労が実ることをも意味します。しかし，太い木を伐り出すには林内へ機械を入れなければならず，それには路網が必要で，路網開設には一定区域の集約化が不可欠です。こうした仕事は，手仕事である保育事業とは全く違う知識と技術が要求され，一朝一夕にできるものではありません。ところが私の知る限り，それらに気づいている森林組合の経営者は多くありません。

私は，今回の経済危機の混乱の後，多くの企業や団体の経営が，ひょっとすると国そのものの運営意識までもが変わるかも知れないと期待しています。そうしないと，この国の将来や子供たちの未来が危ういと思っているからです。できるなら，この機に乗じて森林組合経営者も目を見開いて意識を変え，そのことによって，日本の森林が本当の意味で豊かになることを願ってやみません。

(日吉町森林組合 理事兼参事　湯浅　勲・ゆあさいさお**)**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

情勢

森林組合の事業・経営動向

――第21回森林組合アンケート調査結果から――

（財）農村金融研究会 調査研究部長　室　孝明

はじめに

森林組合の事業・経営の動向，当面する諸課題などを適時・的確に把握し，森林組合系統の今後の事業展開に資するため，（財）農村金融研究会は（株）農林中金総合研究所の委託を受け，農林中央金庫と連携して，毎年森林組合へのアンケート調査を実施している。

以下，2008年度に104組合を対象に実施した「第21回森林組合アンケート調査」の概要を紹介する。（なお，アンケートは９月に実施されたもので，その後の急激な景気後退を反映していない点に留意願いたい。）

1　調査対象組合の概況

調査対象104組合の平均像（概数）は，管内森林面積４万７千ha（うち組合員所有林２万３千ha），組合員3,200名，常勤理事１名，常勤職員21名，作業班員43名，などとなっている。これらの指標は，全国組合の平均のおおむね1.5～２倍程度であるが，変動係数にみられるとおり，対象104組合間でもかなりの格差がある（第１表）。

07年度決算は，前期好調であった販売部門の取扱高がやや減少したものの収益面では横ばい，森林整備部門は増収ながら収益横ばい，加工部門においては，減収ながら増益に転じたことから，組合全体の収支は引き続き改善に向かい，赤字組合数も減少傾向をみせている。

販売・加工部門の動向の背景は，素材市況が頭打ち・低落の一方，製品市況は横ばいで推移したことである。しかし，ヒアリングによれば，製品需要がグリーン材から乾燥材に移るなど市場構造が変化しつつあり，それにより加工コストが増嵩するという大きな流れがあることから，加工部門の今後については全く楽観視できず，なお縮小を指向している。他方，森林整備部門については，公共支出の減少から全体としては厳しい状況ながら，森林環境税の導入な

第1表　対象組合の概況

（単位　ha，人）

	対象組合		全国組合平均（b）	（a／b）
	平均（a）	変動係数		
管内森林面積	46,526.5	0.71	32,402.5	1.4
うち組合員所有林	22,757.7	0.72	14,587.6	1.6
組合員数	3,243.5	0.84	2,106.9	1.5
常勤理事数	1.0	0.57	0.6	1.8
常勤職員数	21.4	0.91	10.2	2.1
作業班員数	43.0	0.97	40.9	1.1

資料　全国組合は『平成18年度森林組合統計』（林野庁）
（注）１　全国組合の「作業班員数」欄は，組合雇用労働者数（事務員を除く）。
２　変動係数とは標準偏差が平均値の何倍であるかを表す。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2表　経営収支

（単位　千円，%）

		07年度	前年度比増減率	
			06	07
取扱高	指導	4,283	△8.3	△0.2
	販売	158,522	18.1	△1.9
	加工	201,410	△1.7	△1.4
	森林整備	361,154	△0.1	2.0
収支	事業総利益	143,709	3.7	1.4
	うち指導	△456	40.8	△40.2
	販売	25,250	27.5	△0.9
	加工	19,453	△9.2	15.7
	森林整備	104,867	1.8	0.4
	事業管理費	128,833	△1.1	0.3
	事業利益	14,876	94.8	11.4
	事業外損益	1,259	–	–
	経常利益	16,134	55.7	19.9
	特別損益	△859	–	–
	税引前当期利益	15,276	52.1	16.2

（注）　集計組合数は98。

どが一定の下支えをしている可能性もうかがえた（第２表）。

2　素材生産事業について

人工林資源が成熟化する一方，利用間伐の推進を含め，森林組合の素材生産事業に対する更なる取組みが求められる状況にもあることから，素材生産事業を巡る環境や，森林組合における取組み状況などを調査した。

(1)　利用間伐では高いシェアをもつ森林組合

管内の主伐・間伐別の素材生産の動向については，北海道など主伐が増加している地域もあるものの，北陸・東海・四国を中心に，主伐は減少，利用間伐は増加する傾向であり，主伐と間伐で状況は分かれている。また主伐については，管内では行われないとする組合も，一定数存在する。択伐方式により大径木を目指すためというほか，昨今の材価水準では皆伐後の新植費用まで捻出できず，先送りしているという地域もみられた。

管内の素材業者数は５社以内とする組合が約半分で，地域別にみると，東海・北陸などは比較的業者数が少なく，東北や九州・四国などで多い。素材業者間での組合のシェアは，利用間伐について70%以上の組合が全体の約６割を占め，また利用間伐の方が主伐より高い組合が大半で，間伐主体での事業進捗ぶりがうかがわれる（第１図）。

組合では他業者を「競合相手」と認識する割合が高いが，ヒアリングによれば，地元同業者として顔のつながった間柄であり，場面によって同一業者が競合相手であったり，下請業者であったり，材の出荷者

第1図　主伐・間伐シェア別にみた組合の分布

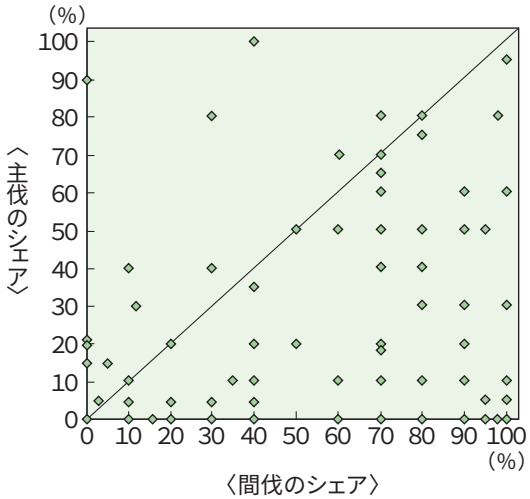

（注）　回答組合数は98。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

であったり，というような複数の顔を持っている。

⑵　チェーンソー主力ながらプロセッサ，ハーベスタの使用も拡大する林業用機械

伐出担当作業班への方針としては，約８割の組合が「拡充強化」としており，それらの組合に，拡充強化の方法を質問したところ，「高性能林業機械の導入・追加」がもっとも多く，次いで「研修等による技能向上」が続いた。特に作業班の体制について「人数・能力とも不十分」とする組合は，研修よりもむしろ機械導入による能力カバーに積極的である。

07年度に使用した伐出用機械について質問したところ，伐採用については，チェーンソーが大半の組合で使われ，ハーベスタの使用は１割弱程度にとどまっているが，前年度調査（第20回，06年度使用）よりは使用組合数が拡大している。集材・運材では，フォワーダ，グラップル，スイングヤーダの使用が多く，架線集材機の使用は相対的に少なくかつ減少している。造材は引続きチェーンソーが主力ながら，プロセッサ，ハーベスタの使用が拡大している（第２図）。

07年度に新規ないし追加導入された林業用機械としては，グラップル，プロセッサ，フォワーダが多く，前年度調査に比べるとグラップルの導入組合数が増加している（12組合→21組合）。機械装備の現状については，「十分」とする組合は全体の１割強にすぎず，大半の組合が追加の必要性を感じている。

第２図　使用した林業用機械（第20回調査との比較）

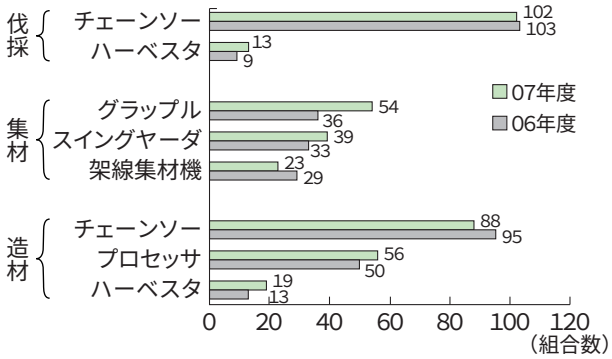

（注）１　回答組合数は今回調査102，前回調査103。
　　２　今回調査は集材と運材の設問を分離しているので，集材の数値は前回より大きめに出やすい。

他方，これまで導入しながら，期待した効果が得られなかった機械については，全体の約１／４にあたる27組合から回答があり，具体的には，プロセッサ，タワーヤーダ，スイングヤーダ等があげられた。理由としては，「管内の山林規模が適していなかった」「個々の作業規模が適していなかった」「地形が不向きだった」など，導入に際しての事前の検討が不十分なことをうかがわせるものも散見された（第３表）。ヒアリング先では，組合の出資する加工工場建設のための補助事業とセットで勧められて，林業機械も導入したが，予想外に故障が多く，しかもその後メーカーも倒産してメンテナンスができなくなった，との事例が紹介された。これらの機械で効果をあげるために必要なことがらも質問したが，今さら活用は難しい，あるいは簡単には改善できないとするケースも見受けられた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第3表　効果が得られなかった機械とその理由
（「機械の種類」は複数回答,「理由」は各2つ以内）

機械の種類	理由
プロセッサ(8)	機械の活用に十分な山林の規模がなかった(3) オペレーターが十分習熟していなかった(3) 地形が機械の活用に適していなかった(2) 作業規模に適した機械でなかった(2) 素材生産の受注が期待ほど伸びなかった 予想外に故障が多かった 木材価格低迷のため
タワーヤーダ(7)	地形が機械の活用に適していなかった(4) 作業規模に適した機械でなかった(4) 予想外に故障が多かった(2) 機械の活用に十分な山林の規模がなかった 機械に適した作業道があまりなかった 使う場所が限られる 木材価格低迷のため
スイングヤーダ(7)	作業規模に適した機械でなかった(4) 機械の組合せ上, 能力にばらつきがあった(4) 地形が機械の活用に適していなかった(3) 機械の活用に十分な山林の規模がなかった 機械に適した作業道があまりなかった
フォワーダ(3)	地形が機械の活用に適していなかった 機械の組合せ上, 能力にばらつきがあった クローラーのため表示に危険が多い
架線集材機, グラップル, 小型運材車, 自走式ウィンチ, 林内作業車, ハーベスタ, スキッダ　各1組合	

（注）　カッコ内は回答組合数, 記載ないものは1組合。

(3)　素材生産の収益性管理への関心の高まり

労働生産性については，９割近くの組合が把握できるとしており，そのうち大半は主伐・間伐別に把握している。06年度実施の第19回調査では，利用間伐に絞って労働生産性を質問したが, 回答のあった組合は, 対象100組合中の47組合にとどまっていた。今回の調査結果は，この面に対する森林組合の関心と把握力の高まりをみせたものとして，注目される。ヒアリングによれば, 高性能林業機械の導入効果を把握するため，また作業班の伐出施業を計画的に行うためのデータを整備するため，現場ごとに日数・人数・生産量を自己申告させる体制を，最近整えたとのことであった。

具体的な水準は，総平均で主伐が人・日当たり６m^3台，利用間伐が３m^3台となっており，地域的には，北海道が高く北陸，近畿が低い傾向にある。東海地方も，生産性の際立って高い１組合を除いて平均すれば，主伐3.8m^3，間伐3.2m^3程度と，低めの地域になる（第４表）。

一方，素材販売単価は，スギがm^3当たり10千円強，ヒノキが14千円台，カラマツが９千円台，等である。地域的には，北陸，東海，近畿が相対的に高い価格で販売されており，上記の労働生産性と素材単価とは逆相関の関係がうかがわれる（第５表）。

路網密度は，平均ではha当たり23.52m，トラック道に限れば，平均15.27mで，東海と四国, 九州などが相対的に水準が高い。しかし，路網密度が把握されていない組合も30組合（28%）あり，今後の路網整備の前提として現状把握の強化が望まれる。

続いて，素材生産の見積方法を質問した

第4表　地域別労働生産性の状況（単純平均）

（単位　m^3/人・日）

	主・間伐別労働生産性				主・間伐合計	
	主伐	回答組合数	利用間伐	回答組合数	(主・間伐別に把握していない組合のみ)	回答組合数
北海道	8.9	5	4.0	4	9.3	4
東北	6.5	14	3.8	14	–	0
関東・東山	6.4	6	2.8	8	1.6	1
北陸	4.7	5	3.0	8	–	0
東海	6.6	4	3.9	6	2.6	2
近畿	4.3	5	2.2	6	–	0
中国	5.5	7	3.2	7	3.0	1
四国	5.0	1	3.7	8	2.5	2
九州・沖縄	6.0	13	3.2	16	4.1	1
総平均	6.1	60	3.3	77	5.1	11

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第5表　主要樹種別・地域別素材販売単価（単純平均）

（単位　円/m³）

	合計	スギ	ヒノキ	カラマツ	トドマツ
合計	10,697 (101)	10,174 (72)	14,573 (15)	9,311 (9)	8,300 (3)
北海道	8,530 (10)	(0)	(0)	8,633 (6)	8,300 (3)
東北	9,920 (15)	9,920 (15)	(0)	(0)	(0)
関東・東山	9,740 (10)	9,083 (6)	10,900 (1)	10,667 (3)	(0)
北陸	11,188 (8)	11,188 (8)	(0)	(0)	(0)
東海	14,425 (8)	12,240 (5)	18,067 (3)	(0)	(0)
近畿	12,513 (8)	10,850 (6)	17,500 (2)	(0)	(0)
中国	10,827 (11)	9,557 (7)	13,400 (3)	(0)	(0)
四国	10,900 (11)	9,950 (8)	13,433 (3)	(0)	(0)
九州	10,245 (20)	9,818 (17)	12,667 (3)	(0)	(0)

（注）1　樹種別は，組合ごとに最も取扱が多いもの。
2　下段カッコ書きは回答組合数。
3　各地区の合計欄は，内訳欄の4樹種以外の組合も含む。

ところ，材積単価によるとするものが3/4を占め，日当・人工数による見積を行っている組合は2割強であった。

経費削減のための実施事項についての質問に対しては，施業集約化，路網整備，高性能機械導入，工程管理強化などを中心に，自由記入にもかかわらず77組合の記載があり，極めて高い関心があることがうかがわれる。

(4)　拡充が望まれる利用間伐への助成

利用間伐に対する，現行の行政の補助対象分野は，伐採，搬出，林道・作業道開設が多くみられ，次いで機械類の購入助成がある。

今後の拡充を望む内容としては，対象林齢の要件緩和が最も多く，次いで林道・作業道の補修・拡張があげられる。後者は，現行補助制度の対象となっている例が相対的に少ないことの反映とみられる。また，機械関係は，メンテナンス助成・リース関係など合わせれば，一定の要望がある分野とみられる（第3図）。

第3図　利用間伐への補助拡充の希望対象（3つ以内）

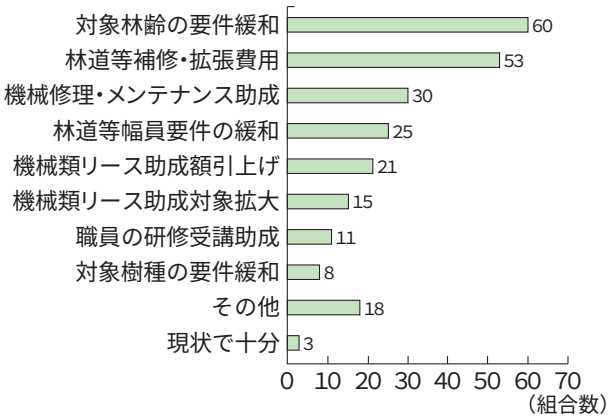

（注）　回答組合数は101。

しかしながら，職員研修受講への助成は，事例がさほど多くなく，また拡充希望もさほど強くなく，組合にとってあまり大きな関心分野ではないものと見受けられる。

3　GISの活用状況

森林組合へのGIS（地理情報システム）の導入は，近年広がりをみせつつあるが，地域的なばらつきが大きく，またその活用状況についても一様ではないとみられることから，森林組合における導入・活用状況などを調査した。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(1) 大規模組合中心に進捗するGISの導入状況

まず，組合の属する道府県（行政）における，森林に関するGISの導入状況を，組合に質問したところ，対象となる42道府県のうち，71%にあたる30道府県が導入済み，ないし一部導入済みとのことであった。

組合自体へのGISの導入状況については，「県データ」「独自データ」を含め「導入済み」とするものが，45.2%と半分に近くにのぼり，「県データにより稼働準備中」（目前の状態）の組合を含めれば過半になる。「導入を検討・準備中」の組合は３割である（第４図）。

県データにより稼働中ないし準備中の組合に，データを処理するシステムの種類を尋ねたところ，６割弱が県提供のもので，連合会斡旋システムは３割強であった（第５図）。

組合の規模別にみると，組合員４千人以上の大規模組合で導入が進んでいる割合が高く，１千人未満組合では，導入の考えはないとする割合が相対的に高い。また検討・準備中の組合は２～４千人クラスにおいて割合が高い。また山林面積別では，１万ha未満の組合においては導入に消極的な見方が強い。

「1　調査対象組合の概況」での指摘のとおり，当調査では対象がやや規模の大きい組合に偏っていることから，全国水準よりは導入組合の割合が高い可能性がある点に留意が必要である。

第４図　森林組合におけるGIS導入状況

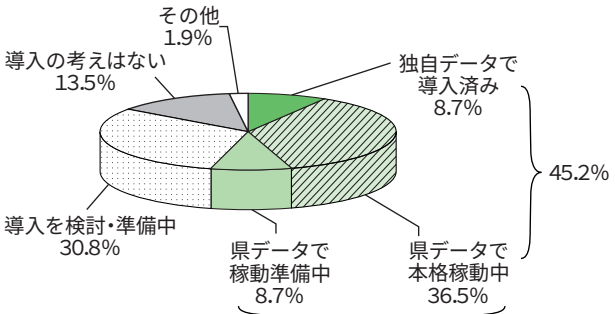

（注）　回答組合数は104。

第５図　システムの種類
（県データにより稼動中・準備中の組合）

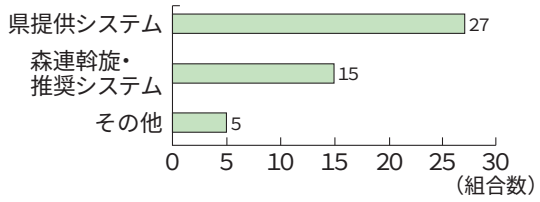

（注）　回答組合数は47。

(2) 対組合員への情報提供を中心とするGISの導入効果

GIS導入済（稼動中）の組合に，導入の効果を質問したところ，「施業提案の円滑化」が最も多く，次いで「その他の組合員サービス向上」があげられている。自由記入で効果の具体例を求めたところ，22組合

第６図　GIS導入の効果（複数回答）

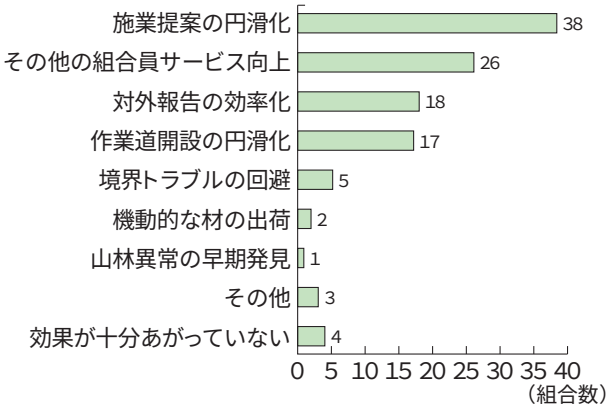

（注）　回答組合数は47。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

から回答があり，組合員への情報提供の充実・アプローチの効率化，組合業務のスピードアップ・効率化，山林境界の明確化等による組合の管理能力向上，等を指摘する意見が目立った（第６図）。

⑶　データ整合性・費用負担等がGIS導入に伴う問題

GISを既に導入している組合（稼動準備中の組合を含む）に対し，導入に伴い発生した支障を質問したところ，「県データとの整合がとれない」及び「メンテナンスの費用負担が大きい」との意見が多かった。支障の具体例としては，データの更新が円滑にできない，県のデータが現況と異なっている，機械性能に問題がある，人的・経済的負荷が大きい，等の指摘がなされている。県データを組合の持つ情報で加工するプロセスが，十分機能していないものと見受けられるが，ヒアリングでは逆に，組合でデータ入力した結果を県に提供するように求められるも，組合員情報が流出することを懸念して，対応に苦慮しているとの話も聞かれた。なお，導入後「特段の支障はない」とする組合も少なからずみられた（第７図）。

他方，現在導入を検討・準備中の組合においては，特に費用面の負担が障害になっているとする意見が多くみられた。

第７図　GIS導入に伴う支障
（導入済・稼動準備中の組合，複数回答）

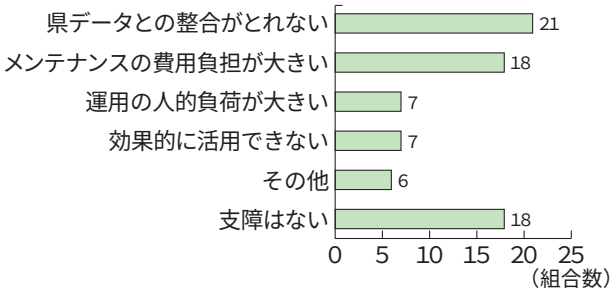

（注）　回答組合数は56。

おわりに

森林組合，林業の諸課題についての意見等に関する，自由記入欄を設けたところ，30組合から意見・要望等が寄せられている。そのうち概ね１／３の組合から，材価の低迷による厳しい経営環境が指摘されるなか，今後の経営上の課題・方針としては，間伐及び間伐材製品利用の促進，路網整備，施業集約化，低コスト化，材の安定供給体制構築，副産物の燃料活用，人的資質の向上，組合及び系統の体制強化，世の中全体の林業に対する理解促進，等々，多岐にわたる対応策が検討されている。

今回のアンケート結果からは，組合では厳しい環境下にありながらも，次第に，業務の効率化，コスト管理の強化に対する認識が高まりつつあり，その流れの中で，高性能林業機械やGISなどの活用も，概ね前向きに受け止められている様子が浮き彫りになった。

こうした方向性を今後とも助長し，それが一刻も早く，組合経営の安定と地域林業の活性化を実現させるように，森林系統及び関係諸団体が一致協力することが望まれる。

（むろ　たかあき）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

情勢

漁協経営と水産資源の現状と管理

――第27回漁協系統事業アンケート調査結果から――

（財）農村金融研究会 副主任研究員　尾中謙治

はじめに

本稿は，当（財）農村金融研究会が農林中金総合研究所の委託を受け，農林中央金庫JFマリンバンク部の協力のもと，2008年８月に実施した「第27回漁協系統事業アンケート調査」結果の概要である。

今回調査は，信用事業を実施している85組合（以下「実施組合」という）と，100信漁連支所（支所のほか，支店，営業店，代理店，取次店も以下「支所」という）の計185組合・支所を対象に実施した。なお，支所へのアンケートは，信用事業を譲渡した組合（以下「譲渡組合」という）経由で管内の信用事業を担っている支所に記入をお願いした。

1　調査対象組合・支所の概況

アンケートの対象となった組合の08年度１組合平均は，組合員数754人（全国組合平均の2.4倍）（注１），うち正組合員426人（同2.3倍），職員数38人（同3.1倍），水揚高（属地）26.7億円（同2.2倍）である。信用事業関連では，１組合・支所平均は，貯金残高47.9億円（同1.0倍），貸出金残高12.2億円（同1.3倍）である。

対象組合のなかには１県１漁協のような大規模組合の個別事情等が反映されているので，平均値の扱いは留意する必要がある。

（注１）水産庁『水産業協同組合統計表（平成18年度）』

2　漁協経営

(1)　主要項目の５年前対比

08年度の主要項目を５年前（03年度）と比較すると第１表のとおりである。ATM・CD設置台数と渉外担当職員，水揚高（属地）以外は，すべて減少している。

５年前対比で組合員が増加しているのは177組合中10組合（5.6%），正組合員は177

第1表　08年度の主要項目と5年前対比
（1組合・支所平均）

（単位　人，店舗，台，百万円，%）

	08年度	03年度	増減率 08/03
組合員数（177）	754.2	874.5	△13.8
正組合員数（177）	425.7	510.9	△16.7
店舗数（175）	4.1	4.3	△4.7
信用事業店舗数（173）	3.0	3.5	△14.3
ATM・CD設置台数（170）	0.9	0.7	28.6
職員数（パート等含む）（177）	37.7	42.7	△11.7
信用事業（169）	6.1	7.3	△16.4
渉外担当（158）	0.5	0.5	0.0
水揚高（属地）（173）	2,668.1	2,604.3	2.4

（注）（　）内は集計組合数。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

組合中11組合（6.2%）であり，大部分の組合では減少している。増加している組合へのヒアリングによると，「１戸複数組合員制の推進」「後継者が船を所有する時に組合員資格が必要なため」「居住地の定款変更（一部の漁業従事者は住宅事情から他地域に居住し准組合員となったが，変更により正組合員とした）」「女性の正組合員化（夫婦での操業が増えてきたため，女性も正組合員になっている）」「新規就漁や准組合員（乗り子）が自分の船を購入したため」などが理由として挙げられた。

水揚高（属地）については，１組合平均では増加しているものの，173組合中92組合増加（53.2%），81組合減少（46.8%）であり，半数弱の組合では水揚高（属地）が減少している。

(2)　経営収支

08年度の事業総利益等の経営数値は第２表のとおりである。08年度の数値を５年前（03年度）と比較すると，事業総利益は7.7%の減少である。組合ごとにみると176組合中75組合増加（42.6%），98組合減少（55.7%）となっている。事業別にみると，信用事業の落ち込みが△33.0%と大きく，次いで購買事業△24.2%となっており，販売事業だけが好転している。

08年度の事業利益は03年度の赤字から黒字に転じている。しかし，組合ごとにみると，08年度の事業利益は176組合中95組合赤字（54.0%）である。08年度の経常利益は03年度より約４割増加している。

なお，主な漁業種類別にみると，魚類養殖を主としている組合の各数値の落ち込みが激しい。

第２表　経営収支の概況（176組合集計）［1組合平均］

（単位　百万円，%）

	08年度	03年度	08年度構成比	増減率 08/03
事業総利益	261.9	283.8	100.0	△7.7
信用（79）	35.3	52.7	13.5	△33.0
共済	9.8	10.2	3.7	△3.9
購買	42.2	55.7	16.1	△24.2
販売	116.0	109.8	44.3	5.6
事業利益	1.6	△14.9	0.6	-
経常利益	15.6	11.2	6.0	39.3

（注）（　）内は集計組合数。

(3)　正組合員の漁業所得と後継者

組合経営に直結する正組合員の漁業所得及び将来の経営に影響を与える後継者の現状についてみてみる。

正組合員（雇われている人を除く）のうち，最近の年間漁業所得（＝漁業収入－漁業支出［自家労賃を除く］）が黒字と赤字の組合員の割合を組合ごとにみると，それぞれ40%未満と回答している組合が半数以上である。そのうち50%以上黒字と回答しているのは169組合中57組合（33.7%），50%以上赤字は35組合（20.7%）である。すべての組合の割合を単純平均すると，黒字38.4%，ほぼ収支均衡34.8%，赤字26.8%である。

年間漁業所得の黒字が４割弱であるが，ヒアリングしたある組合では，そのうち漁業だけで生計が立てられる組合員は一握りで，大部分が年金と漁業所得によって生活を維持していると言う。子育てをしている

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

若い世代が漁業をすること，もしくは新たに就漁することは厳しいのが現状である。

次に，正組合員（雇われている人を除く）のうち，後継者の有無の割合を組合ごとにみると，後継者のいる組合員が50%以上と回答しているのは179組合中31組合（17.3%），70%以上後継者がいないのは132組合（73.7%）である。なお，すべての組合の割合を単純平均すると，後継者有り25.4%，無し72.7%となる（1.9%は不明）。先にみた厳しい漁業所得の現状が，漁業の後継者不足の大きな要因といえる。

(4)　地区外の法人・個人の漁業参入

管内漁場への地区外の法人・個人の漁業参入については，「反対」（69.7%）が最も多く，次に「わからない」（19.5%），「賛成」（9.7%）となっている（第１図）。

「反対」の理由としては，「組合員の反対」（77.3%，複数回答）が最も多く，次に「漁業調整が困難」（72.7%，同），「資源の枯渇」（63.3%，同）となっている。ヒアリングなどから現時点で漁獲量の減少・資源の枯渇を問題としている組合が多く，地区外からの漁業者が漁業で経営を成り立たせるのは難しいといえる。また，採算を取るために，乱獲などによって資源の枯渇を加速させるという問題点も指摘されている。

第１図　管内漁場への地区外の法人・個人の漁業算入について

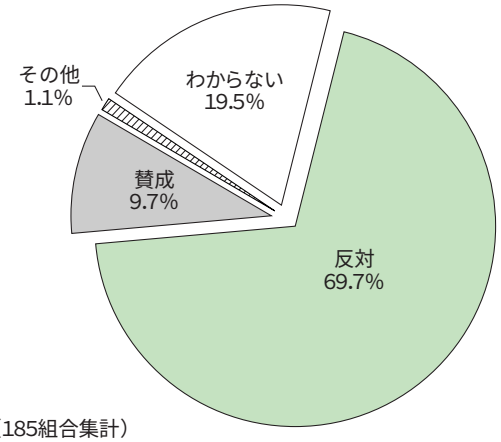

（185組合集計）

少数派であるが「賛成」の理由としては，「経済事業等の利用による組合経営の向上」（88.9%，複数回答）が最も多く，次に「漁村の活性化」（61.1%，同），「漁場の有効活用」（61.1%，同）となっている。

「賛成」と回答したある組合をヒアリングしたが，積極的な「賛成」ではなく，現在の厳しい組合経営を勘案すると経済事業の収益増加が見込める地区外からの漁業参入に「賛成」せざるを得ないということである。また，当該組合は魚類養殖を行っている組合であり，魚類養殖への参入である限り乱獲ということはなく，漁場に余裕があるという点から「賛成」としている。現時点でも県外に親会社のある２法人が当地で養殖を行っているが，その際に組合は親会社の信用力・資金力の調査や撤退時の決め事などをしているということである。

3　水産資源の現状と管理

(1)　水揚の変化

ここ数年，ヒアリング先の組合から地球温暖化などにより漁獲量の減少や漁獲時期・魚種の変化などがみられるという声を聞くケースが多かった。そこで，今回調査において水揚の変化と水産資源管理への取

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第２図　水揚などの状況変化［5年前対比］
（複数回答）

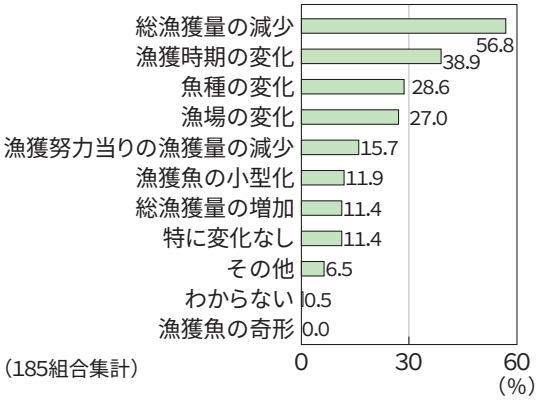

り組みを聞いた。

水揚などの状況変化としては，「総漁獲量の減少」（56.8%，複数回答）が最も多く，次に「漁獲時期の変化」（38.9%，同），「魚種の変化」（28.6%，同）となっている（第２図）。また，１割強の組合では「総漁獲量の増加」がみられる（地域や魚種等による偏りはみられない）。

⑵　水産資源管理への取り組み

先にみたように漁獲量の減少・水産資源の枯渇化が生じているなか，組合の水産資源管理に対する取り組みとしては，「稚魚・稚貝の放流」（94.6%，複数回答）が最も多く，次に「禁漁期の設定」（69.2%，同），「採補禁止区域の設定」（47.0%，同）となっている（第３図）。

大部分の組合で取り組んでいるのは「稚魚・稚貝の放流」である。現地ヒアリングしたすべての組合で，放流の効果は明確ではないが，今の水揚が維持できるのはその効果であり，もし放流を止めたら水産資源の減少が加速される，という共通の認識を

第３図　組合における水産資源管理への取り組み
（複数回答）

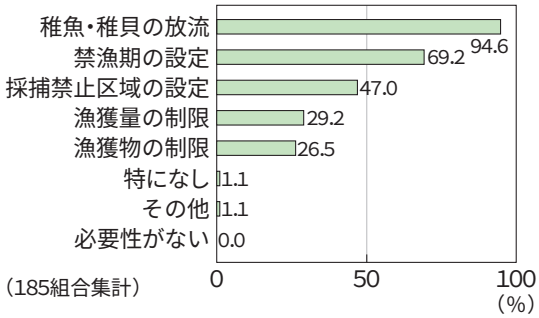

持っている。しかし，効果はすぐには確認されにくく，客観的評価が難しいため，県などによる放流事業への助成が少なくなってきているのが現状である。また，将来への投資である放流について組合員の関心が薄いところもあり，その理由のひとつに後継者がいないということがあるようである。

次に，行政などによる管内漁場の環境改善への取り組みとしては（184組合集計），「人工魚礁」（58.7%，複数回答）が最も多く，次に「産卵場・育成場の造成」（46.7%，同）となっており，「特に行っていない，同」のは15.8%である。

養殖を主とする組合でのヒアリングでは，浄化施設などの整備で海に流れる水がきれいになったことを評価しながら，一方でそれによって海に流れる栄養分が少なくなり，のり養殖などの育ち・色つきが悪くなっているという課題を挙げられた。人口魚礁においても，魚が寄り付くというメリットがあるものの，潮の流れの変化や海砂の移動，網が引っかかるなどの問題も聞かれた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(3) 持続的な漁業のＰＲ

水産資源の回復・維持は今日的テーマであり，消費者に持続的な漁業への取り組みの理解を促すために，MSC（海洋管理協議会）[注2]や07年12月に発足したマリン・エコラベル・ジャパン（MELジャパン）[注3]による認証が行われている。各団体のホームページによると，MSCのマークは，「いつまでも魚を食べ続けることができるよう，水産資源や海洋環境を守って獲られた水産物に与えられる証」である。また，マリン・エコラベルは「資源と生態系の保護に積極的に取組んでいる漁業を認証し，その製品に水産エコラベルをつけるものです。このラベルがつけてある水産物を消費者の皆様に選んでいただくことで，もっとしっかりと漁業を管理していこうとする漁業者が増えることが狙い」としている。

組合における持続的な漁業をPRするための認証取得の検討については（183組合集計），「検討していない」（90.2%，複数回答）が最も多く，次に「マリン・エコラベル」（5.5%，同），「その他」（2.7%，同），「MSC」（2.2%，同）となっている。

この結果について，ある組合でのヒアリングでは，その取り組みは組合の職員数が削減されているなかでは難しい。また，認証を得たとしても魚価の向上は期待できず，さらに後継者のいない漁業者が多いなかで将来を展望した取り組み・投資に賛同を得られないのではないか，ということを述べられた。

（注２）MSCについてのホームページアドレス：
http://www.wwf.or.jp/activity/marine/sus-use/msc/index.htm

（注３）マリン・エコラベル・ジャパンについてのホームページアドレス：
http://www.melj.jp/

(4) 組合員からの漁業規制や調整の要望

最近（５年以内），漁業に関して組合員から規制や調整の要望があり，組合内で議論されたものとしては，「密漁」（27.6%，複数回答）が最も多く，次に「漁場調整」（20.5%，同），「遊漁」（16.8%，同）となっている（第３表）。主な漁業種類別にみると，他の魚種と比べて魚類養殖では「漁場調整」，定置網では「遊漁」と回答する割合が高くなっている。

ヒアリングによると，「遊漁」ではまき餌，「沖合まき網」と「底曳網漁業」では水産資源の乱獲，「密漁」ではアワビやサザエ，イセエビなどを対象とするもので，注意を聞き入れない悪質な者，が問題とし

第3表　漁業等に関して組合員から規制や調整の要望があったこと（複数回答）

（単位　%，数）

		合計	特になし	沖合まき網	底曳網漁業	遊漁	密漁	漁場調整	その他
合計		100.0 (185)	37.8 (70)	14.6 (27)	13.0 (24)	16.8 (31)	27.6 (51)	20.5 (38)	7.0 (13)
主な漁業種類	漁船漁業（沿岸）	100.0 (101)	37.6 (38)	16.8 (17)	14.9 (15)	16.8 (17)	24.8 (25)	16.8 (17)	3.0 (3)
	漁船漁業（沖合・遠洋）	100.0 (12)	66.7 (8)	8.3 (1)	8.3 (1)	- -	8.3 (1)	16.7 (2)	8.3 (1)
	魚類養殖	100.0 (20)	30.0 (6)	5.0 (1)	15.0 (3)	15.0 (3)	30.0 (6)	40.0 (8)	10.0 (2)
	その他養殖	100.0 (15)	53.3 (8)	6.7 (1)	6.7 (1)	13.3 (2)	26.7 (4)	6.7 (1)	6.7 (1)
	定置網	100.0 (28)	28.6 (8)	21.4 (6)	7.1 (2)	32.1 (9)	42.9 (12)	25.0 (7)	3.6 (1)

（注）　上段は平均値，下段は集計組合数。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

て挙げられた。

おわりに

現地調査やアンケートなどから漁業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることがわかる。一般的に漁業者の漁業所得は低水準であり，そのため漁業者は自分の子供に後を継ぐことを勧めるケースは少なく，漁業の後継者不足が問題となっている。

後継者不足のひとつの解消策である漁業への新規参入は，乱獲・資源の枯渇などを促進する可能性が高く，今回のアンケートでも反対とする組合が多い。ある組合では「漁獲技術が発達し，資源が減少しているので，漁業者が減少しても総漁獲量に変化はないのではないか」と述べられた。

後継者以上に問題なのは，水産資源の減少と魚価の低迷（川下による価格決定）であろう。総漁獲量が減少しているなか，水産資源の回復を図る緊急性は高いものの，魚価が低迷しているので，漁業者は今の生活のレベルを維持するために従来どおり，あるいはそれ以上の漁獲をしなければならない。将来の海のことを考えると水産資源管理の重要性を漁業者もわかってはいるが，漁業者の今の生活を犠牲にする更なる自主的な規制や取り組みを期待することは難しい。水産資源の回復に向けた政策的な対応の強化が急がれる。

（おなか　けんじ）

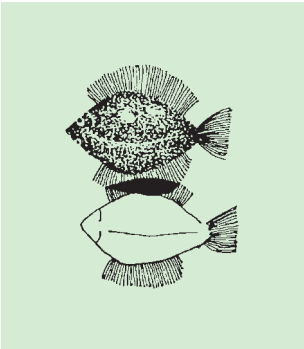

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2008

A4判，190頁
頒価　2,000円（税込）

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお，CD－ROM版をご希望の方には，有料で提供。

〈頒布取扱方法〉

編　　集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12　TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794

発　　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8　TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

〈発行〉　2008年12月

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(51)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(51)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(51)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(52)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(52)
6．農業協同組合　主要勘定……(52)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(54)
8．漁業協同組合　主要勘定……(54)
9．金融機関別預貯金残高……(55)
10．金融機関別貸出金残高……(56)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3233）7746
ＦＡＸ 03（3233）7794

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2004. 2	**39,392,267**	**5,245,272**	**13,622,125**	**1,753,794**	**32,198,745**	**17,567,707**	**6,739,418**	**58,259,664**
2005. 2	**39,566,462**	**4,765,715**	**14,757,481**	**1,186,646**	**35,757,008**	**15,377,847**	**6,768,157**	**59,089,658**
2006. 2	**40,731,179**	**4,783,256**	**23,428,922**	**3,872,728**	**42,751,021**	**12,428,391**	**9,891,217**	**68,943,357**
2007. 2	**40,717,607**	**4,500,818**	**21,320,717**	**831,338**	**41,921,827**	**13,200,079**	**10,585,898**	**66,539,142**
2008. 2	**39,266,433**	**4,802,045**	**16,623,127**	**1,132,129**	**38,715,059**	**9,993,306**	**10,851,111**	**60,691,605**
2008. 9	38,098,695	5,031,163	13,817,848	2,040,087	32,927,297	8,446,077	13,534,245	56,947,706
10	36,777,569	5,067,439	14,558,809	3,550,316	33,128,536	9,111,463	10,613,502	56,403,817
11	36,042,672	5,090,090	15,669,915	1,827,609	35,167,198	9,303,955	10,503,915	56,802,677
12	37,146,683	5,131,502	16,325,498	3,619,532	36,078,979	9,466,736	9,438,436	58,603,683
2009. 1	37,379,516	5,176,548	15,667,082	2,770,824	36,663,980	9,699,215	9,089,127	58,223,146
2	38,560,404	5,219,717	19,149,106	3,077,530	40,153,251	10,379,042	9,319,404	62,929,227

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2009年2月末現在　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	30,344,069	20	453,269	1,183	1,590,651	−	32,389,192
水産団体	1,134,315	−	79,396	24	23,435	−	1,237,169
森林団体	1,561	53	13,754	37	145	−	15,550
その他会員	797	−	1,196	−	−	−	1,993
会員計	31,480,742	73	547,616	1,243	1,614,231	−	33,643,904
会員以外の者計	347,561	29,801	332,825	74,484	4,125,762	6,067	4,916,500
合計	**31,828,303**	**29,874**	**880,440**	**75,727**	**5,739,993**	**6,067**	**38,560,405**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計　195,728百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2009年2月末現在　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	56,751	4,843	170,582	0	232,176
	開拓団体	228	18	−	−	246
	水産団体	16,550	4,992	15,119	−	36,661
	森林団体	2,858	8,158	1,632	76	12,724
	その他会員	20	1,425	132	−	1,577
	会員小計	76,408	19,435	187,465	76	283,384
	その他系統団体等小計	132,825	31,451	37,541	122	201,938
	計	209,233	50,886	225,006	198	485,322
関連産業		2,011,734	42,989	1,693,131	14,303	3,762,157
その他		5,931,994	8,649	190,270	649	6,131,563
合計		**8,152,961**	**102,524**	**2,108,407**	**15,150**	**10,379,042**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金 当座性	預金 定期性	預金 計	譲渡性預金	発行債券
2008. 9	4,622,838	33,475,857	38,098,695	10,000	5,031,163
10	3,701,968	33,075,601	36,777,569	1,000	5,067,439
11	3,101,468	32,941,204	36,042,672	−	5,090,090
12	4,847,374	32,299,309	37,146,683	2,600	5,131,502
2009. 1	5,431,305	31,948,211	37,379,516	5,590	5,176,548
2	6,731,580	31,828,824	38,560,404	3,200	5,219,717
2008. 2	5,635,769	33,630,664	39,266,433	7,000	4,802,045

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券 計	有価証券 うち国債	商品有価証券	買入手形	手形貸付
2008. 9	108,522	1,931,565	32,927,297	9,171,040	20,086	−	96,064
10	81,234	3,469,082	33,128,536	8,923,927	33,140	−	98,397
11	74,344	1,753,265	35,167,198	11,556,479	30,751	−	94,854
12	66,129	3,553,403	36,078,979	13,158,149	25,666	−	97,474
2009. 1	74,165	2,696,659	36,663,980	14,247,460	10,665	−	99,744
2	82,498	2,995,031	40,153,251	14,328,706	11,707	−	102,524
2008. 2	153,147	978,981	38,715,059	9,362,785	23,920	−	121,820

（注）1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。　4 2005年3月，科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 計	貯金 うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
2008. 9	51,032,698	49,495,359	546,759	307,738	1,346,263
10	51,152,442	49,477,180	617,376	357,736	1,346,263
11	51,190,185	49,617,984	556,096	357,738	1,346,263
12	51,666,522	49,670,346	355,412	363,287	1,346,530
2009. 1	51,285,203	49,627,688	456,255	363,287	1,348,202
2	51,538,775	49,662,361	470,665	413,288	1,398,610
2008. 2	51,431,141	49,647,603	646,375	261,065	1,287,784

（注）1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年４月からコールローンは，金融機関貸付から分離。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 当座性	貯金 定期性	貯金 計	借入金 計	借入金 うち信用借入金
2008. 8	24,841,465	58,500,571	83,342,036	548,519	379,444
9	24,580,204	58,226,068	82,806,272	565,958	396,358
10	25,178,399	58,001,245	83,179,644	558,237	386,870
11	24,900,231	58,309,362	83,209,593	562,911	392,380
12	25,153,066	58,761,983	83,915,049	530,550	364,862
2009. 1	24,673,785	58,687,695	83,361,480	541,734	376,809
2008. 1	24,559,622	57,560,107	82,119,729	552,594	381,402

（注）1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。　2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
1,467,489	4,255,482	2,016,033	6,068,844	56,947,706
610,000	4,594,289	2,016,033	7,337,487	56,403,817
735,000	4,754,298	2,016,033	8,164,584	56,802,677
540,000	5,103,084	2,040,833	8,638,981	58,603,683
738,000	4,435,751	2,040,833	8,446,908	58,223,146
664,000	4,709,636	2,040,833	11,731,437	62,929,227
1,321,568	5,177,099	1,512,817	8,604,643	60,691,605

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
6,520,071	1,818,522	11,418	8,446,077	2,366,792	11,147,367	56,947,706
6,990,580	2,010,798	11,687	9,111,463	2,663,458	7,916,904	56,403,817
6,991,882	2,202,232	14,986	9,303,955	2,064,440	8,408,724	56,802,677
7,103,284	2,250,405	15,571	9,466,736	1,849,570	7,563,200	58,603,683
7,457,613	2,127,464	14,392	9,699,215	1,874,635	7,203,827	58,223,146
8,152,960	2,108,406	15,150	10,379,042	1,545,163	7,762,534	62,929,227
8,002,251	1,854,069	15,165	9,993,306	2,724,137	8,103,055	60,691,605

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
54,226	29,291,738	29,149,578	10,000	422,965	16,681,858	6,629,829	1,327,792
53,023	29,207,941	29,057,612	0	422,680	16,969,488	6,772,663	1,309,254
61,605	29,301,315	29,154,181	0	408,480	16,878,299	6,812,400	1,304,793
107,947	29,762,103	29,615,210	0	407,180	16,466,814	6,902,516	1,292,097
71,364	29,362,818	29,233,018	15,000	409,544	16,640,250	6,966,461	1,282,534
77,161	29,723,098	29,599,011	0	406,244	16,706,720	6,938,923	1,266,582
48,129	30,223,550	30,070,543	0	387,462	16,709,116	6,624,201	1,373,367

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金	
393,583	57,189,644	56,921,667	4,711,190	1,583,016	22,742,922	281,736	765
388,343	56,572,352	56,305,338	4,715,425	1,583,305	22,818,051	282,742	765
375,406	56,790,037	56,523,940	4,827,329	1,607,237	22,876,096	282,250	762
381,801	56,728,164	56,465,376	4,839,272	1,566,452	22,890,911	281,746	762
438,251	57,366,799	57,092,053	4,781,574	1,489,969	22,826,722	273,121	759
377,880	56,779,192	56,524,197	4,850,007	1,518,527	22,813,877	271,471	758
398,361	56,792,655	56,537,133	4,355,954	1,444,290	22,042,060	274,002	811

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2008. 11	2,032,677	1,393,192	3,545	54,446	14,638	1,279,482	1,250,437	165,843	607,623
12	2,054,768	1,389,984	3,544	54,466	13,902	1,303,794	1,273,443	167,577	603,881
2009. 1	2,027,070	1,380,337	3,544	54,469	14,150	1,281,512	1,255,036	168,661	597,086
2	2,033,224	1,375,574	3,543	54,469	13,249	1,292,711	1,265,670	169,162	592,460
2008. 2	2,021,109	1,375,813	3,060	53,585	13,567	1,269,150	1,241,704	153,307	628,932

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち農林公庫資金	
2008. 9	893,041	512,021	178,115	136,025	118,469	8,528	836,771	823,895	6,827	241,973	9,201	171
10	932,252	539,721	177,561	134,301	119,058	7,698	879,083	865,508	6,727	241,776	9,136	171
11	913,066	515,123	167,338	126,037	119,025	8,334	867,712	854,481	6,726	234,708	7,908	170
12	915,455	517,470	158,545	120,627	119,492	7,920	875,948	862,113	6,780	226,971	7,563	170
2007. 12	931,728	523,641	181,516	133,335	119,473	7,903	878,549	866,095	6,548	248,897	8,322	178

（注） 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行
残高	2005. 3	776,686	483,911	2,470,227	1,878,876	539,624	1,074,324	156,095	2,141,490
	2006. 3	788,653	486,640	2,507,624	1,888,910	541,266	1,092,212	159,430	2,000,023
	2007. 3	801,890	496,044	2,487,565	1,936,818	546,219	1,113,773	160,673	1,869,692
	2008. 2	824,141	514,311	2,490,036	1,934,135	551,973	1,139,995	163,432	P 1,833,621
	3	820,756	509,860	2,525,751	1,956,991	555,619	1,137,275	163,300	1,817,438
	4	823,346	512,934	2,517,167	1,967,121	556,751	1,148,256	164,183	−
	5	823,870	509,856	2,513,056	1,964,189	555,408	1,144,768	163,767	−
	6	834,277	517,367	2,522,926	1,992,541	561,648	1,155,357	165,028	P 1,811,386
	7	829,555	515,752	2,494,784	1,964,304	555,851	1,149,392	164,184	−
	8	833,420	517,512	2,467,667	1,973,805	558,050	1,156,253	165,016	−
	9	828,063	510,327	2,492,534	1,959,024	556,280	1,154,027	165,282	1,785,614
	10	831,796	511,524	2,479,419	1,941,852	550,976	1,148,779	164,111	−
	11	832,096	511,902	2,515,687	1,962,888	554,681	1,150,106	163,834	−
	12	839,150	516,665	2,490,156	1,986,613	562,146	1,164,845	165,426	P 1,791,006
	2009. 1	833,615	512,852	2,495,172	1,967,493	556,744	1,154,008	164,312	−
	2	P 837,208	515,388	2,509,446	1,985,512	560,267	1,161,888	P 164,529	−
前年同月比増減率	2005. 3	2.2	△1.6	0.6	2.9	△2.3	1.8	2.3	△12.0
	2006. 3	1.5	0.6	1.5	0.5	0.3	1.7	2.1	△6.6
	2007. 3	1.7	1.9	△0.8	2.5	0.9	2.0	0.8	△6.5
	2008. 2	2.5	2.8	1.6	2.0	1.9	2.6	2.0	−
	3	2.4	2.8	1.5	1.0	1.7	2.1	1.6	−
	4	2.2	2.6	0.5	1.4	1.2	2.1	1.6	−
	5	2.4	2.4	△1.2	1.6	1.8	2.4	1.8	−
	6	2.2	2.5	1.5	1.9	1.3	2.0	1.4	−
	7	2.0	2.5	1.2	1.9	1.4	2.1	1.4	−
	8	2.2	1.8	1.0	2.7	2.0	2.5	1.6	−
	9	1.9	1.2	2.0	1.4	0.8	1.7	1.1	−
	10	1.9	0.8	1.3	1.6	0.7	1.6	0.9	−
	11	1.9	0.4	0.4	2.0	1.1	1.8	0.8	−
	12	1.5	0.1	1.2	1.6	0.7	1.4	0.3	−
	2009. 1	1.5	0.1	0.6	1.9	1.3	1.6	0.8	−
	2	P 1.6	0.2	0.8	2.7	1.5	1.9	P 0.7	−

（注） 1 農協，信農連は農林中央金庫，ゆうちょ銀行はゆうちょ銀行ホームページ，信用金庫は信用金庫ホームページ，信用組合は全国信用中央組合協会，その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 07年10月から公表される郵便貯金残高の定義が変更されたため，07年９月以前の数値と連続しない。
5 08年３月から公表される郵便貯金残高の定義が再変更されたため，08年２月以前の数値と連続しない。また，08年３月から郵便貯金残高の公表は４半期毎となった。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行
残高	2005. 3	207,788	49,097	1,836,301	1,370,521	401,920	620,948	91,836	4,814
	2006. 3	207,472	50,018	1,864,176	1,401,026	410,170	626,706	93,078	4,085
	2007. 3	212,165	51,529	1,808,753	1,442,604	416,589	634,955	93,670	3,282
	2008. 2	212,646	52,508	1,810,568	1,463,343	421,249	629,771	93,662	−
	3	215,983	52,468	1,804,791	1,480,672	426,447	635,433	93,828	−
	4	215,063	51,670	1,796,710	1,469,591	423,089	629,273	93,284	−
	5	217,773	52,170	1,795,040	1,475,075	424,488	631,662	93,446	−
	6	217,915	51,472	1,809,150	1,475,748	423,394	630,413	93,075	−
	7	218,836	51,787	1,809,638	1,480,549	423,824	631,571	93,219	−
	8	218,996	52,671	1,807,710	1,485,052	424,651	633,797	93,333	−
	9	219,723	53,020	1,800,697	1,492,928	427,507	638,492	93,691	−
	10	219,760	54,634	1,835,612	1,495,606	425,748	635,823	93,416	−
	11	219,911	55,076	1,860,324	1,509,105	427,783	638,758	93,646	−
	12	219,321	56,104	1,905,356	1,536,974	433,566	649,019	94,536	−
	2009. 1	219,206	56,840	1,886,808	1,532,818	431,611	646,017	94,522	−
	2	P 220,345	56,723	1,893,904	1,533,454	431,414	646,615	P 94,046	−
前年同月比増減率	2005. 3	△0.9	△0.2	△4.7	1.4	△4.3	△0.2	0.7	△16.4
	2006. 3	△0.2	1.9	1.5	2.2	2.1	0.9	1.4	△15.1
	2007. 3	2.3	3.0	△3.0	3.0	1.6	1.3	0.6	△19.7
	2008. 2	1.4	1.5	△0.4	3.1	2.3	0.2	0.4	−
	3	1.8	1.8	△0.2	2.6	2.4	0.1	0.2	−
	4	1.7	1.6	0.0	2.7	2.1	△0.1	0.0	−
	5	1.8	2.0	0.7	3.8	2.9	1.0	0.6	−
	6	1.9	2.0	0.7	3.1	2.2	0.2	△0.1	−
	7	2.1	2.1	1.3	3.3	2.4	0.6	0.1	−
	8	2.0	3.0	0.8	3.6	2.6	0.9	0.1	−
	9	2.2	1.9	1.1	2.9	1.9	0.5	△0.3	−
	10	2.6	4.1	3.8	3.8	2.3	1.0	△0.2	−
	11	2.8	5.4	4.5	4.4	2.5	1.5	△0.2	−
	12	2.9	6.7	5.4	4.6	1.8	1.7	△0.1	−
	2009. 1	3.2	8.2	4.2	5.2	2.5	2.4	0.8	−
	2	P 3.6	8.0	4.6	4.8	2.4	2.7	P 0.4	−

（注） 1 表9（注）に同じ。ただし，ゆうちょ銀行の確定値はホームページによる。
2 貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。
3 農協には共済貸付金・農林公庫（貸付金）を含まない。
4 07年10月以降，ゆうちょ銀行の貸出金残高は非公表となっている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/